

平成24年第1回豊頃町議会定例会会議録（第1号）

平成24年3月7日（水曜日）

◎議事日程

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		会期の決定
日程第 3	委員会報告第1号	議会運営委員会所掌事務調査結果報告
日程第 4	委員会報告第2号	産業厚生常任委員会所掌事務調査結果報告
日程第 5	議案第10号	平成23年度豊頃町一般会計補正予算（第8号）
日程第 6	議案第11号	平成23年度豊頃町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
日程第 7	議案第12号	平成23年度豊頃町介護保険特別会計補正予算（第3号）
日程第 8	議案第13号	平成23年度豊頃町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
日程第 9	議案第14号	平成23年度豊頃町医療施設特別会計補正予算（第1号）
日程第10	議案第15号	平成23年度豊頃町簡易水道特別会計補正予算（第4号）
日程第11	議案第16号	平成23年度豊頃町公共下水道特別会計補正予算（第2号）
日程第12		平成24年度町政執行方針及び教育行政執行方針の説明
日程第13	議案第17号	豊頃町非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正
日程第14	議案第18号	豊頃町税条例の一部改正
日程第15	議案第20号	豊頃町土地使用料徴収条例の一部改正
日程第16	議案第19号	豊頃町行政財産使用料条例の一部改正
日程第17	議案第23号	豊頃町普通河川管理条例の一部改正
日程第18	議案第21号	豊頃町立保育所条例の一部改正
日程第19	議案第22号	豊頃町介護保険条例の一部改正
日程第20	議案第24号	豊頃町営住宅の設置及び管理条例の一部改正
日程第21	議案第25号	北海道市町村総合事務組合規約の変更
日程第22		請願の委員会付託
日程第23		休会の議決

◎出席議員（8名）

1番	杉野好行君	2番	松崎政利君
3番	菅谷誠君	5番	津久井精一君
6番	大谷友則君	7番	長谷川勝夫君
8番	藤田博規君	9番	小野木英毅君

◎欠席議員（1名）

4番 森 一彦君

◎地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町	長	宮口孝君
副町	長	石田貢君
教育委員長		前川啓一君
教育	長	菅原裕一君
農業委員会	会長	竹下昌徳君
代表監査委員		山口浩司君
総務課	長	山本芳博君
企画課	長	佐藤潤君
住民課	長	吉村進君
福祉課	長	高井伸夫君
産業課	長	金川正次君
施設課	長	渡部邦生君
会計管理者		佐藤孝夫君
農業委員会事務局	長	友重誠一君
教育委員会教育課	長	柄崎明久君
子育て支援所	長	高倉明君

◎職務のために議場に出席した者の職氏名

事務局	長	和田宏樹君
庶務係	長	木村ひとみ君

◎ 開会宣告

- 小野木議長 ただいまから、平成24年第1回豊頃町議会定例会を開会します。

◎ 開議宣告

- 小野木議長 これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎ 諸般の報告

- 小野木議長 議事に入る前に、諸般の報告を行います。

事務局長に諸般の報告をさせます。

和田事務局長。

- 和田事務局長 諸般の報告を申し上げます。

4番森一彦議員から、本日の会議を欠席する旨の届け出がありましたので、ご報告いたします。

議会事務局報告につきましては、お手元に配付のとおりであります。

また、監査委員より、平成23年11月から平成24年1月までの例月現金出納検査報告書の提出がありました。報告書は、お手元に配付のとおりでありますので、ご覧いただきたいと思っております。

以上です。

- 小野木議長 これで、諸般の報告を終わります。

◎ 行政報告

- 小野木議長 次に、町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

宮口町長。

- 宮口町長 平成24年第1回豊頃町議会定例会行政報告を申し上げます。

最初に、十勝圏における消防広域化の状況についてであります。

十勝圏における消防広域化に向けた協議については、平成20年9月の協議開始以降段階的に協議が進められてきたところであります。

これらの協議を通じて、昨年5月には十勝圏広域消防運営計画（素案）が提示され、並行して自賄い方式解消に向けた協議も進めてまいりましたが、細部における意見調整で難航し、予定をはるかに超える時間を要したことから、平成25年1月に予定された広域化のスケジュールは、大幅な変更を余儀なくされることとなりました。

こうした状況を受け、本年2月16日開催の市町村長会議において、改めて広域化の期限を平成28年と定め、さらなる協議を進めることに決定いたしました。

なお、消防救急デジタル無線整備及び高機能指令センター整備については、既に合意に達し、今後予定されます消防救急デジタル無線整備基本計画委託業務にかかわる本町負担額については、平成24年度予算の消防費に計上したところでございます。

今後とも広域化に向けた協議には困難が見込まれますが、解決可能な課題から段階的に論議を進め、広域化の可能性を最大限追求することが重要と考えます。

次に、平成23年度繰越明許費に係る各事業についてであります。

最初に、地上デジタルテレビ中継局整備事業については、後発で受信エリアとなった民放、テレビ北海道の難視解消を本年度末までに完了する計画でありましたが、さきの東日本大震災により被災された3県におけるデジタル放送移行延長措置が本年度で終了することを受け、関連機材の供給が同3県に集約されたことにより、本町における難視中継放送所設備工事等を翌年度に繰り越して行うものです。

次に、平成23年度の国の第4次補正予算を受け、農業基盤整備関連事業として、道営負担事業（担い手支援型畑地帯総合整備事業）及び農業体質強化基盤整備促進事業がそれぞれ事業費の追加及び採択となったこと、また、社会資本整備総合交付金事業についても、追加事業費の配分が決定となったことから、それぞれの事業を翌年度に繰り越して行うこととし、本年度一般会計補正予算（第8号）に計上いたしました。

なお、先月の第1回議会臨時会において原案可決いただきました豊頃町民プール建設事業を含め5事業について、平成23年度の繰越明許費に係る事業とし、翌年度に繰り越して実施いたします。

以上、行政報告を終わります。

●小野木議長 これで、行政報告は終わりました。

◎ 会議録署名議員の指名

●小野木議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によって、2番松崎政利議員及び3番菅谷誠議員を指名します。

◎ 会期の決定

●小野木議長 日程第2 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月15日までの9日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、3月15日までの9日間に決定しました。

◎ 委員会報告第1号

●小野木議長 日程第3 委員会報告第1号議会運営委員会所掌事務調査結果報告の件を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

長谷川議会運営委員長。

●長谷川議会運営委員長 委員会報告第1号、議会運営委員会所掌事務調査結果報告書。

本委員会の所掌事務について、調査の結果を次のとおり、会議規則第77条の規定により報告します。

記。

1、調査事件。

(1)平成24年第1回豊頃町議会定例会の議会運営に関する事項。

2、調査期日。

平成24年3月1日。

3、調査の経過。

(1)平成24年第1回豊頃町議会定例会の議会運営に関する事項。

平成24年2月29日招集告示のあった平成24年第1回豊頃町議会定例会の議会運営に関する事項について、平成24年3月1日に委員会を開催し、会期及び会期日程等について協議を行った。

また、本会議における新年度予算審議が行われることに伴い、議長から会議規則第55条の規定を適用しない旨を会議に諮るとともに、審議が2日目で終了した場合は、3日目を休会とすること及び審議が終了しない場合の3日目の会議時刻を午後2時とすることとした。

4、調査の結果。

(1)平成24年第1回豊頃町議会定例会の議会運営に関する事項。

ア、会期及び会期日程等については、3月15日を会期最終日とすることとして日程を調整した。

イ、一般質問の通告期限は、3月7日午後5時とした。

ウ、請願書の取り扱いについては、平成23年第4回定例会閉会後に受理したものは1件であり、本町議会の運営基準に基づき、所管の産業厚生常任委員会に付託すべきものとした。

エ、付託事件の審査及び所掌事務調査のための各常任委員会開催については、定例会初日の3月7日に開催するよう日程を調整した。

以上であります。

- 小野木議長 これから、質疑を行います。
質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

- 小野木議長 質疑なしと認めます。
したがって、委員会報告第1号は報告済みとします。

◎ 委員会報告第2号

- 小野木議長 日程第4 委員会報告第2号産業厚生常任委員会所管事務調査結果報告の件を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

長谷川産業厚生常任委員副委員長。

- 長谷川産業厚生常任委員副委員長 委員会報告第2号、産業厚生常任委員会所管事務調査結果報告書。

本委員会の所管事務について、調査の結果を次のとおり、会議規則第77条の規定により報告します。

記。

1、調査事項。

(1)調査事件、高齢者保健福祉、介護保険事業第5期計画について。

2、調査の方法。

資料による検討及び説明聴取。

3、調査期日。

平成24年2月28日。

4、調査の経過と結果。

今日、我が国は世界でも最高水準の長寿国となり、高齢期は今やだれもが迎えるといつてよい時代となっている。この傾向は、本町においても顕著であり、65歳以上の割合が約34%となる高齢化社会となっている。

このような中、平成12年度から制度化された介護保険制度は、団塊の世代と呼ばれる人々が、65歳以上となる平成27年度までに実現すべきことを念頭に目標値を設定し、今日まで事業を展開してきた。さらに、医療制度等の改正により、介護保険制度の果たす役割が重要視されるとともに、同制度においてニーズが多様化しており、さまざまなサービスの提供も要請されている。本町においてもこの傾向は同様であり、施設入所待機者の増大という、これまでにない新たな課題に対し早急に対応することが求められている。このことから、次期高齢者保健福祉、介護保険事業第5期計画期間中における課題対応施策や施策展開に要する財源の確保等について調

査を行った。

(1) 高齢者人口及び認定者数の推計。

ア、高齢者人口の推計。

次期計画では、総人口が減少予測される中、65歳以上の第1号被保険者がほぼ横ばいと推計されることから、本町の高齢化率はより上昇すると推計している。

イ、認定者数の推計。

第4期計画で、要支援認定者は計画よりも減少傾向にあったが、要介護1及び5の認定者が計画を大きく上回り、要介護認定率も上昇傾向となった。このため、次期計画中においても17%台と高い認定率となることが見込まれている。これは、本町の第1号被保険者の6人に1人が要介護認定を受けていることを示す。

(2) 次期計画の基本的な考え方。

現介護保険制度における介護保険事業計画は、今後急速に高齢化が進むことを踏まえ、戦後のベビーブーム世代、いわゆる団塊の世代すべてが65歳以上になり切る平成27年までに実現すべきことを念頭に、平成26年までの目標値を設定し事業展開を行うことや介護保険の対象とならない高齢者を対象とした高齢者保健福祉計画と一体となった計画として策定されている。また、介護保険事業計画は3年ごとに見直しをすることが義務化されており、今後のサービスの見込みを推計し、さらに、医療制度改正などの各種制度改正に対応した計画として各期の計画が策定され、現在に至っている。

次期計画では、第3期計画において定めた目標達成に向け、これまで取り組まれてきた事業を継続するとともに充実展開し、さらに、認知症を有する高齢者のさらなる増加、医療ニーズの高い高齢者や重度の要介護者の増加、単身、高齢者のみ世帯の増加などの喫緊の課題に対する事業として、在宅福祉サービスの提供、地域支援事業の展開、住宅のバリアフリー化及び公共施設のユニバーサルデザイン化の推進なども計画中に盛り込まれている。

(3) 介護保険給付対象サービスの推計。

各種サービスの推計は、前期計画実績と町内外の各事業所が提供するサービスの見込み等を考慮し、次期計画期間内のサービス利用を推計している。

次期計画では、前期計画と比較して平成24年度に開設される地域密着型介護老人福祉施設等の施設増設により、一部の給付対象サービス量に増減が見られている。

ア、減少が見込まれるサービス。

(ア) 居宅サービスにおける訪問介護、居宅療養管理指導、通所介護、短期入所生活介護、福祉用具貸与。

(イ) 地域密着型サービスにおける認知症対策型通所。

(ウ) 居宅介護支援。

イ、増加が見込まれるサービス。

(ア) 地域密着型サービスにおける認知症対応共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所生活介護。

これらサービス量の増減に伴うサービス給付費の伸びは、次期計画期間中で約2億7,000万円と推計されている。

(4) 第1号被保険者の保険料基準額。

介護保険事業の財源の基本は、被保険者からの保険料収入により賄われるため、サービス給付費の伸びは保険料の上昇として、住民へ影響があらわれる。

保険料上昇に対する抑制措置が講じられない場合、保険料基準額は月額5,434円、年額6万5,200円となっている。前期計画時の同基準額と比較すると、月額1,836円、年額2万2,100円の増額となる。このための抑制措置として、介護給付費準備基金の取り崩し及び北海道が設置する財政安定化基金の取り崩しを行い財源に組み入れることとし、同基準額を、月額4,664円、年額5万5,900円としている。前期計画時の同基準額と比較すると、月額1,066円、年額1万2,800円と上昇が抑制されている。

また、社会保障、税一体改革成案において、介護保険の費用負担の能力に応じた負担の要素強化の方向性が示されていることから、被保険者の負担能力に応じた段階的軽減措置の継続実施や、公的年金受給者の所得制限額を増額するなどの新たな負担軽減策も盛り込まれている。

(5) 調査の結果。

次期計画では、前期計画と比較してサービス給付費の伸びが見込まれており、このことが保険基準額の上昇として住民へ影響を与えることとなる。高齢者人口及び認定者数の推計からも明らかのように、介護サービスを必要とする高齢者の増が見込まれるため、同基準額の上昇は避けられない状況にある。このため、次期計画では同基準額の上昇抑制措置として、介護給付費準備基金の取り崩しや北海道が設置する財政安定基金の取り崩しを行うことで、上昇を大幅に抑制している。

また、今後において本町の高齢化率はさらに進展すると見込まれることから、次期計画中にあ
る抑制措置以外の対応も必要であり、高齢化率は上昇するが認定者の増加抑制が期待される介護
予防が特に重要と考えることから、これらの対策を積極的に取り組まれない。

なお、施設入所待機者の増加については、入所等の費用負担等の問題があり、完全に解消するには至らないと考えられるが、介護サービスを希望する住民が十分なサービス提供を受けられるよう、官民一体となった取り組みに努められたい。

以上であります。

●小野木議長 これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

したがって、委員会報告第2号は報告済みとします。

◎ 議案第10号

●小野木議長 日程第5 議案第10号平成23年度豊頃町一般会計補正予算（第8号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

山本総務課長。

●山本総務課長 議案第10号平成23年度豊頃町一般会計補正予算（第8号）について御説明申し上げます。

本案は、国の第4次補正による平成23年度繰越明許費に係る事業等の計上及び各事務事業の精査により、補正予算を計上するものであります。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億4,452万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ50億2,235万4,000円と定めるものであります。

補正の主な内容について、歳入歳出事項別明細書により歳出から御説明申し上げます。22ページをお開き願います。

1 款議会費、1 項議会費から、44万円を減額。

2 款総務費、1 項総務管理費において、3 目財産管理費に、指定寄附金のふるさと振興基金等への積み立て88万円を追加、補正一般財源減額分の財政調整基金への積み立て5,600万円を追加、町有林皆伐事業立木売払収入の産業振興基金への積み立て495万円を追加するなど、6,167万3,000円を追加、4 目町有林管理費から町有林造林事業費224万5,000円を減額、7 目企画費から豊頃駅トイレ改修工事請負費50万3,000円を減額、協働のまちづくり地域提案支援事業交付金65万1,000円を追加、市街地活性化対策事業費88万1,000円を減額するなど、196万6,000円を減額、9 目電算情報管理費に、子供のための手当システム改修費108万円を追加、地上デジタルテレビ放送局管理費の中継放送所設備工事請負費等255万7,000円を減額し、同事業を翌年度に繰り越して行うため、繰越明許費として257万円を追加するなど、13万円を追加、これら合わせて5,660万5,000円を追加。

4 項選挙費、2 目知事道議会議員選挙費から、6万4,000円を減額。

5 項統計調査費から、16万8,000円を減額。

3 款民生費、1 項社会福祉費において、1 目社会福祉総務費から、豊頃町社会福祉協議会運営費補助金174万円を減額、国民健康保険特別会計繰出金129万2,000円を追加するなど、94万2,000円を減額、3 目老人福祉費に老人施設入所措置費65万円を追加、介護保険特別会計繰出金266万4,000円を追加するなど、283万4,000円を追加、4 目障害者福祉費から、障害者自立支援費143万円を減額、地域生活支援事業費194万9,000円を減額するなど、361万9,000円を減額、6 目福祉医療費から、重度ひとり親家庭等医

療費給付事業費 306 万円を減額、8 目後期高齢者医療費から、広域連合療養給付費負担金 146 万 4,000 円を減額、後期高齢者医療特別会計繰出金 3 万 8,000 円を追加するなど、142 万 6,000 円を減額、これら合わせて 611 万 6,000 円を減額。

2 項児童福祉費において、1 目保育所費から保育所運営費 115 万円を減額するなど、133 万 4,000 円を減額、4 目児童措置費から子ども手当支給費 52 万 8,000 円を減額、これら合わせて 202 万 3,000 円を減額。

4 款衛生費、1 項保健衛生費において、3 目保健指導費から、子宮頸がん・ヒブ・小児用肺炎球菌予防接種 237 万 2,000 円を減額、医療施設特別会計繰出金 56 万 4,000 円を追加するなど、306 万円を減額、5 目清掃費から、海岸漂着物等処理委託料 100 万円を減額するなど、211 万 1,000 円を減額、これらを合わせて 596 万円を減額。

2 項簡易水道費から、簡易水道特別会計繰出金 420 万 1,000 円を減額。

5 款農林水産業費、1 項農業費において、2 目農業総務費から簡易堆肥盤整備事業補助金 271 万 6,000 円を減額するなど、754 万 8,000 円を減額、4 目道営事業費に道営担い手支援型畑地帯総合整備事業負担金 526 万円を減額し、国の第 4 次補正により同事業の追加を受け、翌年度に繰り越して行うため繰越明許費として 4,303 万 6,000 円を追加するなど、3,777 万 6,000 円を追加、新たに 6 目団体営事業費として国の第 4 次補正により、事業採択になった農業体質強化基盤整備促進事業費の補助金 9,060 万円を繰越明許費として計上するなど、これら合わせて 1 億 2,082 万 8,000 円を追加。

2 項畜産業費から、畜牛導入事業費 189 万円を減額するなど、376 万 8,000 円を減額。

3 項林業費において 2 目林道整備費から、林道開設事業費 418 万円を減額するなど、432 万 1,000 円を減額、3 目治山事業費から、茂岩地区小規模治山事業費 86 万 3,000 円を減額、これら合わせて 581 万 5,000 円を減額。

4 項水産業費から、流木等処理委託料 85 万円を減額するなど、134 万 5,000 円を減額。

6 款商工費、1 項商工費において、1 目商工総務費から、中小企業融資制度利子補給補助金等 58 万 9,000 円を減額するなど、合わせて 59 万 9,000 円を減額。

7 款土木費、1 項土木管理費から、用地確定測量委託料 34 万 1,000 円を減額。

2 項道路橋梁費において、2 目除雪費に除排雪委託料 700 万円を追加するなど、850 万円を追加、3 目国庫補助道路整備費から、北栄幹線及び二宮第 1 号支線改良舗装工事請負費など、社会資本整備総合交付金事業費 5,328 万 6,000 円を減額し、事業費の追加配分が決定した北栄幹線改良工事を翌年度に繰り越して行うため繰越明許費として社会資本整備総合交付金事業費 4,350 万 5,000 円を追加するなど、1,001 万 8,000 円を減額、これら合わせて 151 万 8,000 円を減額。

3項住宅費から、住生活基本計画・公営住宅等長寿命化計画策定委託料28万5,000円を減額。

5項施設費から、茂岩山パークゴルフ場管理委託料25万8,000円を減額するなど、32万3,000円を減額。

6項公共下水道費から、公共下水道特別会計繰出金97万6,000円を減額。

8款消防費、1項消防費から、常備消防費等精査により東十勝消防事務組合負担金104万1,000円を減額。

2項災害対策費に、救急排水機場操作業務委託料195万円を追加するなど、151万7,000円を追加。

9款教育費、1項教育総務費において、4目スクールバス管理費に公用車燃料費61万8,000円を追加するなど、合わせて19万6,000円を追加。

2項小学校費において、1目学校管理費に、燃料費78万1,000円を追加するなど、合わせて118万2,000円を追加。

3項中学校費において、1目学校管理費に、燃料費64万円を追加するなど、合わせて63万7,000円を追加。

4項社会教育費において、1目社会教育総務費から、生涯学習公演事業講師謝礼金29万円を減額するなど、39万1,000円を減額、2目文化興費から、芸術文化講演会27万円を減額するなど、79万1,000円を減額、これら合わせて121万9,000円を減額。

5項保健体育費において、2目体育施設費に、燃料費47万3,000円を追加、3目学校給食費に、燃料費23万5,000円を追加するなど、38万5,000円を追加、これら合わせて67万7,000円を追加。

10款災害復旧費、3項水産業施設災害復旧費から、災害等廃棄物処理委託料1万2,000円を減額。

11款公債費、1項公債費において、2目利子から、長期債償還金利子90万円を減額。

以上が、歳出にかかる補正の主な内容であります。これら歳出に伴う歳入につきましては、11ページをお開き願います。

1款町税、1項町民税において、1目個人、2目法人、合わせて570万円を追加。

2項固定資産税において、1目固定資産税に79万6,000円を追加。

3項軽自動車税に、27万6,000円を追加。

4項町たばこ税に、265万7,000円を追加。

9款地方交付税、1項地方交付税に、普通交付税30万9,000円を追加。

11款分担金及び負担金、1項分担金に、道営負担事業費農業分担金640万円を減額し、繰越明許費にかかる同事業分担金4,303万6,000円を追加するなど、合わせて3,663万6,000円を追加。

2項負担金において、1目民生費負担金に、一時保育料55万2,000円をするなど、77万9,000円を追加。

12款使用料及び手数料、1項使用料において、4目農林水産業使用料に、農業農村サポート研修施設使用料27万1,000円を追加、6目土木使用料に、町営住宅使用料300万円を追加するなど、255万3,000円を追加、これら合わせて250万9,000円を追加。

2項手数料において、1目総務手数料から、地籍図交付手数料等8万5,000円を減額、2目民生手数料に、給食サービス利用者負担11万1,000円を追加するなど、これら合わせて1万3,000円を減額。

13款国庫支出金、1項国庫負担金において、1目民生費国庫負担金から、障害者自立支援給付費負担金63万円を減額するなど、90万5,000円を減額、2目災害復旧費国庫負担金として、災害等廃棄物処理事業負担金80万円を計上、これら合わせて10万5,000円を減額。

2項国庫補助金において、3目土木費国庫補助金から、社会資本整備総合交付金事業補助金3,097万2,000円を減額し、繰越明許費にかかる同事業補助金2,687万3,000円を追加するなど、409万9,000円を減額、5目総務費国庫補助金から、地上デジタルテレビ中継局整備事業補助金127万8,000円を減額し、繰越明許費にかかる同事業補助金125万8,000円を追加するなど、2万円を減額、6目農林水産業費国庫補助金として繰越明許費にかかる農業体質強化基盤整備促進事業補助金9,060万円を計上、これら合わせて8,635万円を追加。

3項委託金において、2目民生費委託金に子ども手当事務委託金61万5,000円を追加、3目消防費委託金に救急排水機場操作委託金387万円を追加するなど、453万2,000円を追加、これら合わせて514万7,000円を追加。

14款道支出金、1項道負担金に、国民健康保険基盤安定負担金77万円を追加するなど、59万1,000円を追加。

2項道補助金において、3目衛生費補助金から、子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業補助金141万2,000円を減額するなど、151万2,000円を減額、4目農林水産業費補助金から、基幹作業道安骨3号支線開設事業補助金273万6,000円を減額するなど、494万9,000円を減額、5目商工費補助金から、緊急雇用創出推進事業補助金231万6,000円を減額、これら合わせて802万8,000円を減額。

3項委託金において、1目総務費委託金から、経済センサス統計調査委託金16万3,000円を減額するなど、31万7,000円を減額、2目農林水産業費委託金に、道営負担事業補助監督委託金12万円を追加、これら合わせて19万3,000円を減額。

15款財産収入、1項財産運用収入において、1目財産貸付収入に、情報通信基盤整備貸付収入180万2,000円を追加するなど、223万1,000円を追加、2目利子及び配当金か

ら、ふるさと振興基金積立金等15万7,000円を減額、合わせて207万4,000円を追加。

2項財産売払収入において、1目不動産売払収入に、町有林皆伐事業立木売払収入495万円を追加するなど、506万8,000円を追加。

16款寄附金、寄附金において、2目指定寄附金に、ふるさと振興寄附金65万円を追加するなど、118万円を追加。

17款繰入金、1項繰入金に、国民健康保険特別会計繰入金48万3,000円を追加。

19款諸収入、2項預金利子から、15万円を減額。

4項受託事業収入に、後期高齢者健診料12万3,000円を追加。

5項雑入において、3目高額療養費返還金から、重度心身障害者医療費高額療養費返還金145万円を減額するなど、119万7,000円を減額、これらを合わせて106万1,000円を減額。

20款町債、1項町債において、4目土木債から、社会資本整備総合交付金事業にかかる起債1,500万円を減額し、繰越明許費にかかる同事業起債1,480万円を追加するなど、20万円を減額、5目教育債に豊頃町民プール建設事業の実施設計にかかる起債430万円を追加、これら合わせて340万円を追加するものです。

以上が歳入に係る主な補正の内容であります。

次に、6ページ、第2表、繰越明許費補正についてご説明申し上げます。

2款総務費、1項総務管理費に、地上デジタルテレビ中継局整備事業257万円を、5款農林水産業費、1目農業費に、道営負担事業4,303万6,000円及び農業体質強化基盤整備促進事業9,060万円を、7款土木費、2項道路橋梁費に、社会資本整備総合交付金事業4,350万5,000円をそれぞれ追加、既定の繰越明許費に、これらを合わせて1億7,971万1,000円を追加し、繰越明許費の総額を4億6,821万2,000円と、改め定めるものであります。

次に、7ページ、第3表、債務負担行為補正についてご説明申し上げます。

平成23年度農業経営基盤強化資金利子補給の限度額を、246万7,000円に改め、庁舎及びえる夢館管理業務委託料について、期間を平成24年度、限度額を1,483万7,000円に、町有牧野管理運営業務指定管理料について、期間を平成24年度から、平成26年度まで、限度額を2,550万円に、総合体育館管理業務委託料について、期間を平成24年度、限度額を621万1,000円に定めそれぞれ追加、既定の債務負担行為限度額に、これら合わせて4,602万3,000円を追加し、債務負担行為限度額の総額を4,901万5,000円と、改め定めるものであります。

次に、8ページ、第4表、地方債補正についてご説明申し上げます。

一般単独事業において、自然災害防止事業から、60万円を減額、過疎対策事業債において、

北栄幹線改良舗装事業に300万円を追加、二宮第1号支線改良舗装事業から、320万円を減額、福祉タクシー乗車券交付事業から、10万円を減額、豊頃町民プール建設事業に430万円を追加するなど、既定の地方債限度額に、これら合わせて340万円を追加し、地方債限度額の総額を6億8,980万4,000円と、改め定めるものであります。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願い申し上げます。

●小野木議長 これから、質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

11ページ、1款町税。

(質疑なし)

●小野木議長 9款地方交付税。

(質疑なし)

●小野木議長 11款分担金及び負担金。

(質疑なし)

●小野木議長 12款使用料及び手数料。

(質疑なし)

●小野木議長 13款国庫支出金。

(質疑なし)

●小野木議長 14款道支出金。

(質疑なし)

●小野木議長 15款財産収入。

(質疑なし)

●小野木議長 16款寄附金。

(質疑なし)

●小野木議長 17款繰入金。

(質疑なし)

●小野木議長 19款諸収入。

(質疑なし)

●小野木議長 20款町債。

(質疑なし)

●小野木議長 歳入全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

3番菅谷議員。

●3番菅谷議員 15ページになるわけでございますけれども、国庫支出金のほうですね、民生費委託金ということで、これは当初予算にありましたか。

●小野木議長 暫時休憩します。

午前10時41分 休憩

午前10時43分 再開

●小野木議長 再開します。

答弁、高井福祉課長。

●高井福祉課長 ただいまの質問の件でございますけれども、子ども手当の支出額の減額に伴う国庫負担金の減額というふうにお考えいただきたいと思います。

以上です。

●小野木議長 3番菅谷議員。

●3番菅谷議員 そういたしますと、当初予算では4,364万8,000円、いわゆる当初予算にのってますね。その中でいわゆる36万4,000円が減額になったということで、これは子ども手当でございますから、人数分でちゃんと割返していらっしゃるのだと思うのですよ。そういたしますと、この36万4,000円というのはどう考えてもその割返しできないような金額だなと。国から何ぼ来たのですか。それは何人分なのか、はっきりしてもらわなかったら、これ理解に苦しみますよ。

●小野木議長 暫時休憩します。

午前10時45分 休憩

午前10時50分 再開

●小野木議長 再開します。

11時まで休憩します。

午前10時50分 休憩

午前11時00分 再開

●小野木議長 再開します。

11時15分まで休憩します。

午前11時00分 休憩

午前11時15分 再開

●小野木議長 再開します。

答弁、高井福祉課長。

●高井福祉課長 大変貴重な時間を費やしまして申しわけございません。

先ほどの御質問に対してですけれども、子ども手当に関しましては御存じのように10月の時点で金額が改定になりまして、その関係で12月の定例会で補正予算を計上いたしました。そのときに、その後の子供対象者の例えば出入り、または出生の数をある程度予測して少し余分に予算を残しておいたということでございます。2月に実数が確定した中で、国の負担分36万6,000円が不要になるということでございますので、御理解いただきたいと思います。

以上です。

●小野木議長 ほかに質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●小野木議長 これで質疑を終わります。

次に、歳出については、項ごとに質疑を受けます。

2 2 ページ。1 款議会費、1 項議会費。

(質 疑 な し)

●小野木議長 2 款総務費、1 項総務管理費。

(質 疑 な し)

●小野木議長 4 項選挙費。

(質 疑 な し)

●小野木議長 5 項統計調査費。

(質 疑 な し)

●小野木議長 3 款民生費、1 項社会福祉費。

(質 疑 な し)

●小野木議長 2 項児童福祉費。

(質 疑 な し)

●小野木議長 4 款衛生費、1 項保健衛生費。

3 番菅谷議員。

●3 番菅谷議員 委託料の件でございますけれども、この中で子宮頸がん・ヒブ小児用肺炎球菌予防接種等について2 3 7 万5, 0 0 0 円、いわゆる使わなかったよというふうなことでございます。当初予算では6 0 0 万円ぐらい予算計上していたと思っておりますけれども、この中でいきますと、いわゆる6 1 % くらいより利用していないのですよ。これは対象予定者数に問題あったのか、それともPRが不足だったのか、この辺についてちょっとお尋ねいたしたいと思っておりますけれども。

●小野木議長 答弁、高井福祉課長。

●高井福祉課長 お答えします。

今の件につきましてですけれども、対象分の経費を見ておりましたけれども、対象者で受診、または接種をされる方が少なかったということでございます。

●小野木議長 答弁、高井福祉課長。

●高井福祉課長 その少なかったという要因ですけれども、確かに広報等で町民に周知申し上げたとともに、保健ガイドというものを作成して細かな負担金等、個人負担金等を載せたパンフレット等でお知らせをしたのですが、それだけでは若干不十分だったのかなという反省もございます。

●小野木議長 先に進みます。

2項簡易水道費。

(質 疑 な し)

●小野木議長 5款農林水産業費、1項農業費。

説明第1号、第2号、金川産業課長。

●金川産業課長 説明第1号、道営負担事業の施行について。

この事業については、国の平成23年度第4次補正で土地基盤整備事業の予算が確保されたため、平成23年度繰越明許費において道営負担事業を施行することとし、第5款農林水産業費に計上しております。

1、事業概要について。

事業施行箇所については、次の1から3ページの事業施行位置図を参照願います。 対図番号

①、1ページ、茂岩地区道営担い手畑地帯総合整備事業。

予算全体額、9,318万円の20%、受益者負担1,863万6,000円。

事業内容は暗渠排水57.9ヘクタール、心土破砕33.2ヘクタールであり、24年度茂岩地区完了を予定しております。

対図番号②、2ページ、長節地区道営担い手畑地帯総合整備事業。

予算額、事業費2,000万円の20%、受益者負担400万円。

事業内容は暗渠排水12ヘクタール、心土破砕8.8ヘクタール。この地区については25年度完了を予定をしております。

対図番号③、3ページ、二宮地区道営担い手畑地帯総合整備事業。

予算事業費、1億200万円の20%、2,040万円。

事業内容は暗渠排水60ヘクタール、心土破砕5ヘクタール。二宮地区については24年度に繰り越しから事業を開始いたします。

なお、事業主体は北海道であります。

以上でありますので、よろしく御審議願います。

説明第2号、農業体質強化基盤整備促進事業の施行について。

この事業については、平成23年の国の4次補正によるもので、農地のきめ細かな基盤整備により、農業の体質強化を図る目的として3年間を期限とする農業体質強化基盤整備促進事業が創設されたことから、緊急的に基盤整備、暗渠排水等が必要な農地に本事業を実施することとして、平成23年度繰越明許費において次のとおり農業体質強化基盤整備促進事業を施行することとし、第5款農林水産業費に計上しております。

事業概要として、事業名、農業体質強化基盤整備促進事業。事業内容、暗渠排水、面積60.4ヘクタール、対象農家62戸でございます。

位置については、町内一円とし、面積は小規模のため省略をさせていただいております。

事業予算額9,060万円、この事業については町が事業主体となり、各農家が暗渠排水を実

施したものについて、10アールにつき15万円を定額助成する事業であります。

以上でありますので、よろしく御審議願います。

●小野木議長 説明が終わりました。

質疑を受けます。質疑ありませんか。

5番津久井議員。

●5番津久井議員 今の事業なのですから、3年間継続ということですね。最終的には何ヘクタールぐらい採択するつもりなのでしょうか。

●小野木議長 答弁、金川産業課長。

●金川産業課長 今回の4次補正では801億円という予算がつきまして、それぞれ北海道から全国に振り分けられておまして、豊頃町で60.4ヘクタールということになります。

それから、24年度200億円程度は新年度予算で計上をされているところでございます。この振り分けについては現在のところ、まだ要望調査が行われてございません。新年度予算で30ヘクタール程度予算措置をさせていただいておりますが、25年度についても現在のところ未定でございまして、できれば百数十ヘクタールぐらいやればよいなというふうに思っております。

●小野木議長 5番津久井議員。

●5番津久井議員 非常に我々農家にとってはいい事業だというふうに思っておるわけです。この道営事業については20%ですから、個人負担が相当出てきて、農家にかかるその負担も大きいという中で、こっちは事業はほとんど100%というようなことでありますから、ぜひこの事業をやっていただきたいものだというふうに思います。

●小野木議長 答弁、金川産業課長。

●金川産業課長 道営事業等でそれぞれ皆さん整備をしていただいて、それから町、農協の暗渠ということできめ細かに事業を実施し、土地基盤の整備をしているところでございます。この事業については非常に有効な事業だというふうに思っておりますので、積極的に要望してまいりたいというふうに思っております。

●小野木議長 2項畜産業費。

(質 疑 な し)

●小野木議長 3項林業費。

(質 疑 な し)

●小野木議長 4項水産業費。

(質 疑 な し)

●小野木議長 6款商工費、1項商工費。

(質 疑 な し)

●小野木議長 7款土木費、1項土木管理費。

(質 疑 な し)

●小野木議長 2項道路橋梁費。

説明を受けます。

説明第3号、渡部施設課長。

●渡部施設課長 説明第3号、町道整備工事の施工について説明いたします。

これにつきましては、平成23年度の国の予算の施行残等を配分されたものであり、平成23年度繰越明許費において、次のとおり町道整備工事を施工することとし、第7款土木費に計上したものであります。

工事概要といたしましては、事業区分、社会資本整備総合交付金事業。工事名、北栄幹線改良工事。工事予算額4,088万7,000円。工事内容、改良延長380メートル、幅員.5メートルでございます。

なお、次のページに施工位置図を添付してありますので、ご覧いただきたいと思います。

契約の方法といたしましては、指名競争入札ですので、よろしく御審議願います。

●小野木議長 説明が終わりました。

質疑を受けます。

1 番杉野議員。

●1番杉野議員 44ページの中に除雪の補正が組まれております。この冬については大変雪に悩んでおられる方が多いかと思っておりますけれども、ちょっと趣旨から外れるかもしれませんが、各市街地と玄関先に雪の山が残っているというような話も伺います。たまたまそういうような町民の声がある中で、郡部については福祉除雪等である程度高齢者の方の庭先まで除雪が行き届くような体制になっておりますけれども、これは施設課、要するに土木費の中で面倒を見るべきなのかどうか、さまざま議論のあるところだと思っておりますけれども、市街地内でも高齢者の庭先を地域内で協働のまちづくり推進事業等を使いながらも細かに除雪ができるような方向性がないものかなというような思いで、自分は考えているのであります。

そういう中で、施設課もしくは福祉課、また町長でも構いませんけれども、そのような地域に呼びかけをし、高齢者住宅前の細かな除雪、要するに水分が多く含まれた重い雪を排除する、それも経費をそれほどかけずにできる方向性というものがないのか、これをまず伺います。

●小野木議長 答弁、高井福祉課長。

●高井福祉課長 ただいまの件ですけれども、福祉課で福祉除雪という制度、先ほどお話がありましたように展開しております。これにつきましては、町内にいらっしゃる民生委員の方々に実際に地域を歩いていただいて、高齢者のお一人住まいのお宅ですとか、そういったところを確認をしていただいて、必要な部分リストアップをして、その分を地域の方にお問い合わせしたり、またはどうしても地域の手が届かない部分については、役場が業者にお問い合わせをして、その分経費を捻出しているというところであります。

今、ちょっと手元に、実際に何件行っているかという数字持ってきてないのですが、今現在内容的には今おっしゃったように、玄関先から道路までというふうなことで実施をしております。ただ、町内に御親戚の方、また御家族の方がいらっしゃるという方については、リストアップされた場合でも実は子供が来てやってくれるのだというところについては、御家族にお任せをします。また、公営住宅等では、隣の方が親切にやってくれるというようなところは、その地域の方に継続してお願いをします。どうしてもひとり住まいでそういった方もいらっしゃらないと、どうしても1人でしか対応できないという部分については、今言ったような福祉除雪というふうな対応で実施をさせていただいております。これにつきましては、各年度、雪の降る前に民生委員さんに再度地域を歩いていただいて、新たなそういった対象者がいるかいないか確認していただいて、体制をとるというふうにしております。

以上です。

●小野木議長 1番杉野議員。

●1番杉野議員 今の内容で十分理解はできるのですが、郡部についてそれなりの対応はとっていただいているというふうには思います。ただ、市街地内でそういうことが実施されているのかどうなのか、そういう声が地域ごとに上がってくるということは、もう少し見ていただけないのだろうかというようなことなのだろうというふうに私は理解しているのですが、その辺についての御答弁をお願いいたします。

●小野木議長 答弁、石田副町長。

●石田副町長 今、担当課長のほうから福祉除雪の件につきまして、お話がありましたけれども、市街におきましても民生委員さんの協力をいただきながら、高齢者の方々それぞれ地元の業者をお願いをして、福祉除雪を実施をしております。これも相当年数もたっておりますけれども、毎年実施しております、最近も高齢者ではありませんが、体の不自由な方がおられまして、福祉除雪をするように1件、町長のほうから許可をいただきまして、追加を起こしております。

今後、そういう民生委員、また町内の方々のそういうような福祉除雪の必要性が出てきた場合には臨機応変に対応していきたいというふうに考えております。

●小野木議長 先に進みます。

3項住宅費。

(質 疑 な し)

●小野木議長 5項施設費。

(質 疑 な し)

●小野木議長 6項公共下水道費。

(質 疑 な し)

●小野木議長 8款消防費、1項消防費。

(質 疑 な し)

●小野木議長 2項災害対策費。

●小野木議長 9款教育費、1項教育総務費。

(質 疑 な し)

●小野木議長 2項小学校費。

(質 疑 な し)

●小野木議長 3項中学校費。

1番杉野議員。

●1番杉野議員 このたびの一般会計の補正については、ほとんどが数字精査によるものが多い中で、2項、3項ともに小学校・中学校費ですけれども、ともに備品費の中にパソコンの購入費用が出ております。

当初予算の中で補正を組まなくても備品を購入できる部分なのかなというような思いで、私はいるのですけれども、どうしても必要であったからこそ購入されるものだというふうに思いますが、総体的に小学校、中学校の経営の内容について、若干漏れ承るところによると、運営するのに非常にきつい予算がなされている部分があるように聞いてもおります。

このたびの補正で備品としてパソコンを購入されているというところが、どうも不思議でならないのですけれども、こういう内容の予算執行をせざるを得ないような状況にあるのか、もしくは、どうしても緊急に壊れてしまったから購入をされたのか、まずはそういう面についてから伺います。

●小野木議長 答弁、柄崎教育課長。

●柄崎教育課長 ただいまの御質問でございますけれども、初めに、この9款、3項中学校費の備品購入費のパソコンについてでありますけれども、これにつきましては、平成24年度から中学校における教員が3名増員となりますことから、3台パソコンを教務用パソコンとして購入するものでございます。

それから、学校の運営に関してでございますけれども、学校の運営に関しては、さまざまな交付金等によって運営をしていただいているところでありますけれども、やはり学校の昨今の業務内容からいって、大変厳しい中、少ない予算の中で運営していただいているのは事実かと思えますけれども、事業の内容を精査しながら予算配分に努めているところでございます。

もう1点、小学校費のほうの備品購入費でありますけれども、児童用パソコン、これにつきましても児童数2名がふえましたことから、児童用パソコン2台を購入するところであります。

●小野木議長 1番杉野議員。

●1番杉野議員 今の説明で十分理解いたします。

今定例会は予算審査もでございますけれども、今、課長が言われたように教育現場でこれからの時代を担う子供たちが大切だという話をされる中での結構厳しい予算措置の中で、学校運営がな

されているというふうに伺いました。ますます町長には、この子供たちに有意義に教育が受けられるような体制で臨んでいただけるようにお話をし、質問を終わらせていただきます。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 御指摘のとおり教育については大事な町の財産でございますので、教育をしっかりするのは教育委員会で頑張っております。

ただ、予算の編成につきましては、当初どうしても厳しい財政の中で我慢できるものは我慢していただいて、税なり交付税なり補助金が確定した段階で、ある程度順番待ちしたものについては優先的に予算を計上しているのは御承知のとおりだと思います。

これからもハード、ソフト問わず、学校教育については十分教育委員会と協議しながら、財政の許す限り子供たちのために努力を重ねていきたいというふうに考えております。

以上です。

●小野木議長 4項社会教育費。

(質 疑 な し)

●小野木議長 5項保健体育費。

(質 疑 な し)

●小野木議長 10款災害復旧費、3項水産業施設災害復旧費。

(質 疑 な し)

●小野木議長 11款公債費、1項公債費。

(質 疑 な し)

●小野木議長 歳出全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

次に、6ページ、第2表、繰越明許費補正について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

次に、7ページ、第3表、債務負担行為補正について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

次に、8ページ、第4表、地方債補正について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(質 疑 な し)

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、議案第10号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第11号

●小野木議長 日程第6 議案第11号平成23年度豊頃町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

高井福祉課長。

●高井福祉課長 議案第11号平成23年度豊頃町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)についてご説明いたします。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,377万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億9,159万円と定めるものであります。

このたびの補正は、医療費の減少に伴うものが主であります。その他補正は、予算精査に伴うものであります。

補正予算の主なものは、歳入歳出事項別明細書13ページ、歳出からご説明いたします。

1 款総務費、1 項総務管理費にシステム保守12万6,000円を追加するなど、合わせて11万4,000円を追加。

2 項運営協議会費から予算精査により12万1,000円を減額。

2 款保険給付費、1 項療養諸費から、1 目一般被保険者療養給付費1,088万9,000円を減額、2 目退職被保険者等療養給付費520万円を減額、3 目一般被保険者療養費114万円を減額、4 目退職被保険者等療養費10万円を減額するなど、合わせて1,732万9,000円を減額。

2 項高額療養費から、1 目一般被保険者高額療養費860万円を減額、2 目退職被保険者等高額療養費110万円を減額、3 目一般被保険者高額介護合算療養費3万9,000円を減額するなど、合わせて973万9,000円を減額。

4 項出産育児諸費から、出産一時金126万円を減額。

3 款後期高齢者支援金に、後期高齢者支援金として12万3,000円を追加。

4 款前期高齢者納付金等に、前期高齢者納付金として5,000円を追加。

6 款介護給付費から、介護給付費納付金6万円を減額。

7 款共同事業拠出金、1 高齢者共同事業拠出金、1 目高額医療費拠出金340万円を減額、2 目保健財政共同安定化事業拠出金240万円を減額するなど、合わせて580万円を減額。

8 款保健事業費、1 項特定健康診査等事業費に予算精査により8万円を追加。

2 項保健事業費に予算精査により4万円を追加。

9 款基金積立金に国民健康保険基金1万9,000円を追加。

10 款諸支出金、2 項国保診療報酬支払基金委託金から、一時借入金利子32万8,000円を減額。

3 項一般会計繰出金に一般会計繰出金として48万4,000円を追加するものであります。

この歳出に要する財源といたしまして、8 ページ、歳入をご覧ください。

1 款国民健康保険税に、医療給付費滞納繰越分として138万8,000円を、後期高齢者支援金滞納繰越分として17万6,000円を、介護給付費滞納繰越分として14万7,000円を追加するなど、合わせて171万1,000円を追加。

3 款国庫支出金、1 国庫負担金、1 目療養給付費等負担金から、療養給付費負担金66万8,000円を減額するなど、合わせて621万円を減額、2 目高額医療費共同事業負担金85万5,000円を減額、3 目特定健康診査等負担金として6万6,000円を追加。

2 項国庫補助金、1 目財政調整交付金、普通調整交付金から、2,881万6,000円を減額するなど、合わせて2,851万円を減額、2 目出産育児一時金補助金から、3万円を減額、3 目高齢者医療制度円滑運営事業費補助金として5万4,000円を追加。

4 款療養給付費交付金から、療養給付費交付金570万円を減額するなど、合わせて536万5,000円を減額。

5 款前期高齢者交付金から、前期高齢者納付金27万円を減額。

6 款道支出金、1 項道負担金、1 目高額医療費共同事業費負担金から、85万5,000円を減額、2 目特定健康診査等負担金に6万6,000円を追加。

2 項道補助金に普通調整交付金570万円を減額、特別調整交付金1,648万6,000円を追加するなど、合わせて1,078万6,000円を追加。

7 款共同事業交付金から、高額医療費共同事業交付金960万円を、保険財政共同安定化事業交付金970万円をそれぞれ減額するなど、合わせて1,930万円を減額。

8 款財産収入に国民健康保険基金積立金利子として1万8,000円を追加。

9 款繰入金に保険基盤安定繰入金として172万6,000円を追加するなど、合わせて129万2,000円を追加。

10 款繰越金に、その他繰越金として1,346万8,000円を追加。

11 款諸収入、2 項雑入、3 目一般被保険者返納金に15万6,000円を追加、5 目雑入、

指定公費分として6,000円を追加するものであります。

以上でありますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

●小野木議長 これから質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

8ページ、1款国民健康保険税。

(質疑なし)

●小野木議長 3款国庫支出金。

(質疑なし)

●小野木議長 4款療養給付費交付金。

(質疑なし)

●小野木議長 5款前期高齢者交付金。

(質疑なし)

●小野木議長 6款道支出金。

(質疑なし)

●小野木議長 7款共同事業交付金。

(質疑なし)

●小野木議長 8款財産収入。

(質疑なし)

●小野木議長 9款繰入金。

(質疑なし)

●小野木議長 10款繰越金。

(質疑なし)

●小野木議長 11款諸収入。

(質疑なし)

●小野木議長 歳入全般について質疑を受けます。質疑ありませんか。

(質疑なし)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

次に、歳出についても款ごとに質疑を受けます。

13ページ、1款総務費。

(質疑なし)

●小野木議長 2款保険給付費。

(質疑なし)

●小野木議長 3款後期高齢者支援金等。

(質疑なし)

- 小野木議長 4款前期高齢者納付金等。
(質 疑 な し)
- 小野木議長 6款介護納付金。
(質 疑 な し)
- 小野木議長 7款共同事業拠出金。
(質 疑 な し)
- 小野木議長 8款保健事業費。
(質 疑 な し)
- 小野木議長 9款基金積立金。
(質 疑 な し)
- 小野木議長 10款諸支出金。
(質 疑 な し)
- 小野木議長 歳出全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。
(質 疑 な し)
- 小野木議長 質疑なしと認めます。
それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。
(質 疑 な し)
- 小野木議長 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(質 疑 な し)
- 小野木議長 討論なしと認めます。
これから、議案第11号を採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
(異 議 な し)
- 小野木議長 異議なしと認めます。
したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第12号

- 小野木議長 日程第7 議案第12号平成23年度豊頃町介護保険特別会計補正予算(第3号)についてを議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。
高井福祉課長。
- 高井福祉課長 議案第12号平成23年度豊頃町介護保険特別会計補正予算(第3号)につい

てご説明いたします。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ799万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億1,914万1,000円と定めるものであります。

このたびの補正は、予算精査に伴う補正であります。

補正の主なものは、歳入歳出事項別明細書、9ページ、歳出からご説明いたします。

1款総務費、1項総務管理費に介護保険事務システム改修委託として638万6,000円を追加。

3項介護認定審査会費に主治医意見書作成料として9万5,000円を追加。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費から、地域密着型介護サービス給付費370万円を、施設介護サービス等諸費700万円を減額するなど、合わせて1,070万円を減額。

2項介護予防サービス等諸費、地域密着型介護予防サービス給付費82万円を減額、介護予防サービス計画給付費として18万円を追加するなど、合わせて64万円を減額。

3項その他諸費に審査支払手数料として3万円を追加。

4項高額介護サービス等費から、介護サービス費102万円を減額。

5項高額医療合算介護サービス等費から、介護サービス費79万円を減額。

6項特定入所者介護サービス等費から、介護サービス費170万円を減額。

3款地域支援事業費に予算精査により34万8,000円を追加するものです。

この歳出に対する財源は、6ページ、歳入をご覧ください。

1款介護保険料から、現年度分13万9,000円を減額するなど、合わせて12万2,000円を減額。

2款使用料及び手数料から、介護予防サービス計画手数料5万3,000円を減額。

3款国庫支出金、1項国庫負担金から、介護給付費負担金393万4,000円を減額。

2項国庫補助金、1目調整交付金から、介護給付費調整交付金264万円を減額、4目事務費補助金に介護保険事務システム改修事業費として275万8,000円を追加するなど、合わせて11万8,000円を追加。

4款道支出金から、介護給付費負担金412万5,000円を減額。

5款支払基金交付金から、介護給付費交付金781万6,000円を減額。

7款繰入金、1項他会計繰入金、介護給付費繰入金から、147万円を減額。その他繰入金として412万4,000円を追加するなど、合わせて265万4,000円を追加。

2項基金繰入金に介護給付費準備基金繰入金として233万2,000円を追加。

8款繰越金に前年度繰越金として295万5,000円を追加するものであります。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●小野木議長 これから質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

6 ページ、1 款介護保険料。

(質 疑 な し)

●小野木議長 2 款使用料及び手数料。

(質 疑 な し)

●小野木議長 3 款国庫支出金。

(質 疑 な し)

●小野木議長 4 款道支出金。

(質 疑 な し)

●小野木議長 5 款支払基金交付金。

(質 疑 な し)

●小野木議長 7 款繰入金。

(質 疑 な し)

●小野木議長 8 款繰越金。

(質 疑 な し)

●小野木議長 歳入全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

次に、歳出についても款ごとに質疑を受けます。

9 ページ、1 款総務費。

(質 疑 な し)

●小野木議長 2 款保健給付費。

(質 疑 な し)

●小野木議長 3 款地域支援事業費。

(質 疑 な し)

●小野木議長 歳出全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(質 疑 な し)

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、議案第 1 2 号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

午後1時まで昼食のため休憩します。

午前11時55分 休憩

午後 1時00分 再開

●小野木議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎ 議案第13号

●小野木議長 日程第8 議案第13号平成23年度豊頃町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

高井福祉課長。

●高井福祉課長 議案第13号平成23年度豊頃町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)についてご説明いたします。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ172万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,773万4,000円と定めるものであります。

補正の主なものは、歳入歳出事項別明細書、8ページ、歳出からご説明いたします。

1款総務費、1項総務管理費から、予算精査により3万9,000円を減額。

2項徴収費から、これも予算精査により2万4,000円を減額。

2款後期高齢者医療広域連合納付金に、保険料等負担金として196万6,000円を追加するなど、合わせて168万8,000円を追加。

3款諸支出金に、平成22年度一般会計繰入金精算返還金として9万8,000円を追加するものです。

この歳出に要する財源は、6ページ、歳入をご覧ください。

1款後期高齢者医療保険料に、現年度分として147万7,000円を追加するなど、合わせて151万6,000円を追加。

2款繰入金に、保険基盤安定繰入金として31万円を追加するなど、合わせて3万8,000円を追加。

3款繰越金に、前年度繰越金として18万3,000円を追加。

5款広域連合支出金から、高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金1万4,000円を減額するものです。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

- 小野木議長 これから、質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

6 ページ、1 款後期高齢者医療保険料。

(質 疑 な し)

- 小野木議長 2 款繰入金。

(質 疑 な し)

- 小野木議長 3 款繰越金。

(質 疑 な し)

- 小野木議長 5 款広域連合支出金。

(質 疑 な し)

- 小野木議長 歳入全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

- 小野木議長 質疑なしと認めます。

次に、歳出についても款ごとに質疑を受けます。

8 ページ、1 款総務費。

(質 疑 な し)

- 小野木議長 2 款後期高齢者医療広域連合納付金。

(質 疑 な し)

- 小野木議長 3 款諸支出金。

(質 疑 な し)

- 小野木議長 歳出全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

- 小野木議長 質疑なしと認めます。

それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

- 小野木議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(討 論 な し)

- 小野木議長 討論なしと認めます。

これから、議案第 13 号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第14号

●小野木議長 日程第9 議案第14号平成23年度豊頃町医療施設特別会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

高井福祉課長。

●高井福祉課長 議案第14号平成23年度豊頃町医療施設特別会計補正予算(第1号)についてご説明いたします。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ622万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,241万5,000円と定めるものであります。

このたびの補正は、大津診療所及び歯科診療所の診療報酬の減額など予算の精査に伴う補正であります。

補正の主なものは、歳入歳出事項別明細書、7ページ、歳出からご説明いたします。

1款医院費に、備品購入費として125万円を追加するなど、合わせて95万円を追加。

2款診療所費から、診療報酬200万円を減額。

3款診療所費、1項歯科診療所費、1目歯科診療所管理費から、予算精査により17万円を減額、2目歯科診療所運営費から、診療報酬500万円を減額するものであります。

この歳出に要する財源は、6ページ、歳入をご覧ください。

2款繰入金に、一般会計繰入金56万4,000円を追加。

3款繰越金に、前年度繰越金として21万6,000円を追加。

4款諸収入から、診療報酬として700万円を減額するものであります。

以上でありますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

●小野木議長 これから、質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

6ページ。

2款繰入金。

(質 疑 な し)

●小野木議長 3款繰越金。

(質 疑 な し)

●小野木議長 4款諸収入。

(質 疑 な し)

●小野木議長 歳入全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

次に、歳出についても款ごとに質疑を受けます。

1 款 病院費。

(質 疑 な し)

●小野木議長 2 款 診療所費。

(質 疑 な し)

●小野木議長 3 款 歯科診療所費。

(質 疑 な し)

●小野木議長 歳出全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、議案第 1 4 号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 1 4 号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第 1 5 号

●小野木議長 日程第 1 0 議案第 1 5 号平成 2 3 年度豊頃町簡易水道特別会計補正予算 (第 4 号) についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

渡部施設課長。

●渡部施設課長 議案第 1 5 号平成 2 3 年度豊頃町簡易水道特別会計補正予算 (第 4 号) についてご説明いたします。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 5 0 0 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を

歳入歳出それぞれ2億1,280万1,000円と定めるものであります。

このたびの補正は、予算精査によるものであります。

補正予算の主な内容につきましては、事項別明細書によりご説明いたします。

10ページ、歳出からご説明いたします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費において、浦幌町簡易水道分水負担金115万6,000円減額、本管移設等補償工事の請負残238万3,000円を減額するなど、合わせて495万1,000円を減額、2目簡易水道整備費において、4万9,000円を減額するものであります。

次に、8ページ、歳入を説明いたします。

1款使用料及び手数料、1項使用料に、144万円を追加。

3款繰入金を417万8,000円減額。

5款町債を20万円減額。

6款諸収入を206万2,000円減額補正するものであります。

次に、4ページ、第2表、債務負担行為の補正であります。簡易水道維持管理業務委託料としまして、期間は平成24年度から26年度の3年間。限度額は1,499万4,000円と、改め定めるものであります。

次に、5ページ、地方債の補正であります。簡易水道整備事業債の限度額を1,120万円から1,110万円に、過疎対策事業債の限度額を1,120万円から1,110万円にそれぞれ改め、地方債限度額総額を2,240万円から2,220万円に改めるものであります。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●小野木議長 これから質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

8ページ、1款使用料及び手数料。

(質疑なし)

●小野木議長 3款繰入金。

(質疑なし)

●小野木議長 5款町債。

(質疑なし)

●小野木議長 6諸収入。

(質疑なし)

●小野木議長 歳入全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質疑なし)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

次に、歳出についても款ごとに質疑を受けます。

10 ページ、1 款総務費。

(質 疑 な し)

●小野木議長 次に、4 ページ、第2表、債務負担行為について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●小野木議長 次に、5 ページ、第3表、地方債補正について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(質 疑 な し)

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、議案第15号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第16号

●小野木議長 日程第11 議案第16号平成23年度豊頃町公共下水道特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

渡部施設課長。

●渡部施設課長 議案第16号平成23年度豊頃町公共下水道特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

既定の歳入歳出予算の総額からに歳入歳出それぞれ129万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,924万7,000円と定めるものであります。

歳出からご説明いたします。

1 款総務費、2 項施設管理費、1 目下水道施設管理費において、工事請負費など合わせて55 万円を減額。2 目下水道施設整備費では、公共下水道全体計画の見直し、認可変更設計委託料の

執行残など、合わせて74万1,000円を減額するものであります。

次に、7ページ、歳入について説明いたします。

3款繰入金を、97万6,000円減額。

6款国庫支出金を31万5,000円減額するものであります。

次に、4ページ、第2表、債務負担行為の補正であります。水洗便所改造等資金貸付事業に対する損失補償は、平成23年度におきまして借入者がいなかったため、限度額110万円の全額を減額、また、処理場維持管理業務委託料としまして、平成24年度から26年度の3カ年、限度額6,000万円と定めるものであります。

以上でありますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

●小野木議長 これより質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

7ページ。

3款繰入金。

(質 疑 な し)

●小野木議長 6款国庫支出金。

(質 疑 な し)

●小野木議長 歳入全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

次に、歳出についても款ごとに質疑を受けます。

8ページ。

1款総務費。

(質 疑 な し)

●小野木議長 次に、4ページ。

第2表、債務負担行為補正について、質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(質 疑 な し)

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、議案第16号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

◎ 町政執行方針及び教育行政執行方針

●小野木議長 日程第12 平成24年度町政執行方針及び教育行政執行方針についての説明を求めます。

初めに、平成24年度町政執行方針について説明を求めます。

宮口町長。

●宮口町長 平成24年度の町政執行方針を申し上げます。

1 はじめに

本町は、報徳のおしえに基づく先達の開拓の偉業に学び、先輩諸氏の弛まぬ努力により今日の繁栄を享受していることに、畏敬の念を抱き心から感謝を申し上げるところであります。

今後のまちづくりにあっても、本町の基本理念であります「報徳のおしえ」のもと、人と自然が調和した安らぎと温もりのある町をめざして、「町民一人ひとりが参加し協力しあって、魅力あふれるまち・豊頃」の実現に向け、町民の皆様とともに協働のまちづくりに努め、次世代にしっかりと継承して行くことを使命とし前進する決意であります。

私は、町民の皆様を負託を受け、町長として重責を担わせていただいてから、間もなく7年の歳月が経とうとしております。この間、町民の皆様と様々な対話を重ね、町政への反映に努めてまいりました。

本町における山積する諸課題の克服に当たり、志を高く持ち未来へ夢と希望を掲げ、立ちほだかる困難に決して臆することなく、自ら先頭に立って、町民の皆様と手を携えながら、まちづくりの基本指針であります第4次豊頃町まちづくり総合計画の実現に積極的に取り組み、安心して暮らせるまちづくりを力強く推し進めてまいります。

ここに、平成24年豊頃町議会第1回定例会の開会にあたり、平成24年度の町政執行への基本的な考え方を申し述べ、町議会はじめ町民皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

2 町政に臨む基本姿勢

昨今の欧州に端を発した金融不安や中東諸国の社会情勢の変化は、世界的な社会経済情勢に大きな波紋を広げ、国内の社会経済情勢にあっても、東日本大震災や国内外の自然災害の影響を受け経済成長が鈍り、産業基盤であるエネルギー政策にも大きな影響を及ぼしているほか、TPP参加事前協議開始や危機的財政状況を背景とした社会保障と税の一体改革における消費税増税議

論など、我が国の進むべき方向性を大きく左右する様々な変革議論が渦巻く不安定な政治情勢は、私たちの暮らしを取り巻く環境にも変化をもたらそうとしています。

私は、このような厳しい情勢にあたり、改めて自身の責任の重さを認識するところであり、急激な変革に対し足もとをしっかりと見極め、適切な行財政の運営を図るとともに、今日まで提唱し推進してきた協働のまちづくりにより地域に芽吹いた多くの動きを大切に、町民一人ひとりに新しいまちづくりの一員として参画していただき、大きな成果へと発展させることが重要であると考えるところであります。

我が町の将来に確かな展望を持ちながら、町職員はもちろん町民の皆さんとともに議論を重ね英知を出し合い、基幹産業である農林漁業並びに商工業のさらなる振興に努めるとともに、子どもから高齢者まで町民一人ひとりが安心して暮らせるまち、生れ育ったことに自信と誇りを持てるまちづくりのために全力を傾注してまいります。

以上が町政に臨む私の基本姿勢であります。

次に主要な施策の推進について申し上げます。

3 主要な施策の推進

(1) 快適で魅力あるまちづくり

最初に、市街地の整備であります。本年4月下旬にオープン予定のとよころ物産直売所は、国道38号から茂岩市街への流入を促進する役割と併せ、本町における観光・物産のインフォメーション発信機能としても期待しております。

また、豊頃市街におけるJR豊頃駅は、公共交通の玄関口としての顔も合わせ持つことから、昨年度に駅トイレを水洗化し、町民をはじめ駅利用者に対する衛生的で快適な施設の提供はもとより、駅から豊頃南町分譲地、はるにれの木へと移住及び観光に果たす役割は大きく、さらに豊頃市街地の活性化に繋げてまいります。

次に、定住・移住促進対策ですが、本町の住民基本台帳における人口の推移は、平成24年1月末現在、昨年同期との比較で45人減の3,529人、65歳以上人口は7人減の1,200人であり、その構成比は34.0パーセントと昨年同期より0.2ポイント増加し、過疎化・少子高齢化が顕在化しております。

このため、定住・移住の対策は、子どもを産み育てやすいまちづくりから老後を安心して住み続けられるまちづくりまで、様々な施策を総合的に取り組むことが求められております。一昨年からは執り進めております乳幼児等医療費の無料化拡大・高等学校通学費助成をはじめとする一連の子育て支援策や昨年度から実施しております町外通勤者への通勤経費助成のほか患者輸送車の運行など高齢者に優しい定住促進対策を図るとともに、新築された農園付き移住体験住宅により移住希望者に対して本町をPRしてまいりたいと考えております。

なお、今後におきましては移住しやすい環境づくりや様々な支援施策の充実が課題であると考えております。

次に、公共交通の充実についてであります。平成22年4月から、豊頃医院とJR豊頃駅間を民間業者に委託して運行しておりますコミュニティバスの利用乗車数は、平成22年度は1日平均14.1人、平成23年度の1月末日までは1日平均18.5人と増加傾向にあります。今後も交通弱者といわれる高齢者の方々が利用しやすいコミバスの運行を図るため、住民要望に柔軟に対応しながら運行時間や路線の変更を行ってまいります。

また、町有バスについても、コミバス同様、利用者のご意見を反映させながら、効率的な運行体制づくりに努めてまいります。

次に、廃棄物の処理と環境保全対策であります。本町の一般廃棄物処理については、その基本計画に基づき「十勝環境複合事務組合」に加盟し、中間処理及び最終処分を計画的に行っているところであります。

ごみの総排出量は、平成17年有料化以降、横ばいで推移しておりましたが、適正な分別や減量に関する指導・啓発により減量化、再資源化の意識が定着し、ごみの総処理量も若干の減少傾向にあります。今後においても減量に対する啓蒙活動を図ってまいります。

また、平成14年に閉鎖した旧清掃センター焼却施設につきましては、ダイオキシン類対策措置法に基づき環境汚染物質の飛散防止等の措置を講じ、厳重かつ徹底した管理を行うとともに、旧安骨最終処分場からの浸出水につきましても水質検査を行い、今後も安全な管理に努めてまいります。

平成22年11月に株式会社北海道エコシスが本町の安骨地区に建設した産業廃棄物最終処分場(名称:とよころドーム処分場)の安定的な運営に協力してまいります。

次に、葬斎場及び墓地の整備ですが、葬斎場は供用開始以来33年が経過し、本体や火葬炉についても痛みが顕著になってきているところであります。今後も損傷個所の修繕を随時行い、1年でも長く稼働できるよう維持管理に努めてまいります。また、平成23年度から墓地内通路の簡易舗装を実施しており、残り約半分の通路についても本年度実施し、高齢者の方々にも安全で利用しやすい環境整備を図ってまいります。

次に、住宅環境の整備については、平成23年度に策定しました公営住宅等長寿命化計画に基づき、適切な維持管理を行い、住宅に困窮する町民の福祉向上を図ってまいります。

次に、道路網の整備ですが、主要な幹線道路及び地域の基幹的道路については、年度別事業計画に基づき改良舗装を進めてきたところであります。北栄幹線及び牛首別1号線を継続事業で行い、新たに幌岡第3幹線の改良を実施してまいります。

また、住民の生活や産業活動を守るために舗装路面の補修、冬季間の除排雪など引き続き適切な維持管理に努めてまいります。

次に、水道・下水道の整備であります。簡易水道事業については、茂岩簡易水道基幹的施設改良事業により統内ポンプ場、配水池及び湧洞配水池などの設備更新を継続して実施し、良好な水道水を安定供給できるよう努めてまいります。

また、公共下水道については、管渠改修工事を継続して実施し、快適な生活環境を維持するため適切な管理に努めるとともに、下水道長寿命化計画の策定に着手いたします。

下水道区域以外を対象とする合併処理浄化槽設置整備事業についても継続して実施してまいります。

(2) 豊かな資源を生かしたまちづくり

最初に、農業振興であります。昨年は、夏場の高温、9月の長雨によって一部作物に影響を受けておりますが、全体を通して概ね平年並みとなっております。

畑作においては、昨年度から農業者戸別所得補償制度へと農業政策が大きく転換されておりますが、大きな混乱もなく交付金が支払われている状況にあります。

この農業者戸別所得補償制度については、営農継続支払いとその年の数量に応じて交付金が支払われる制度であり、収量確保に向け基盤整備、特に、明暗渠排水がさらに重要になっているため、茂岩、長節、二宮及び礼文内地区において道営事業を継続実施するとともに、新規計画地区として湧洞地区を予定しております。

また、国の平成23年度第4次補正では、農地のきめ細かな基盤整備により農業の体質強化を図る目的として「農業体質強化基盤整備促進事業」が創設されたことからこの事業に積極的に取り組むとともに、小規模な農地の基盤整備については、従来からの町、農協助成事業により農地の生産力向上に努めてまいります。

さらに、エゾシカの急激な増加に伴い、農作物の食害対策も喫緊の課題となっております。銃器及びくくり罠によるエゾシカの捕獲を強化するとともに、自衛のため設置する電牧柵の助成についても引き続き実施してまいります。

畜産については、家畜飼養用水緊急支援対策事業と黒毛和牛の繁殖雌牛導入助成を継続実施するとともに、特に、家畜伝染病の口蹄疫対策として、豊頃町家畜自衛防疫組合が整備する家畜防疫資材費に継続助成を行い、予防対策の強化に努めてまいります。

政府は、昨年11月TPP（環太平洋戦略的経済連携協定）への交渉参加に向けて関係国との事前協議入りを表明しました。

このTPPについては、参加国間の関税を原則撤廃することから、第1次産業が主体の本町は壊滅的な影響を受け、町自体存続の危機を迎えることとなります。関係団体はもとより町一丸となりTPP交渉参加について断固反対してまいります。

このほか、日豪のEPA交渉など農業は大きな試練を迎えておりますが、農業協同組合、農業委員会、そして関係機関と十分に連携を図りながら農業振興に取り組んでまいります。

次に、林業の振興についてであります。林業を取り巻く状況は、国産材の活用が進んできており町内でもカラマツ林の伐採が多くなっております。山林は保水機能を有していることから、本町の1次産業である農業、漁業にとって重要な役割を担っており、山林の多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、跡地造林の推進は重要な課題であります。

一般民有林の造林推進策として、未来につなぐ森づくり推進事業及び豊頃町産業振興事業の助成により造林面積も拡大傾向にあることから、本年度も継続して本事業の助成制度を推進してまいります。

町有林においても造林や保育事業など計画的に実施するとともに、間伐等の作業が円滑に進むよう森林整備加速化・林業再生事業により今後3年間において、林業専用道の造成を進めてまいります。

また、エゾシカなどによる農林業被害対策については、本年度も豊頃猟友会の協力により有害鳥獣駆除及びエゾシカの一斉駆除を行い、被害の拡大防止に努めてまいります。

平成20年度に合併した「十勝広域森林組合」の加工工場再編については、当面、計画規模を縮小し、池田、豊頃の工場再編が検討されており、本年度池田町において加工工場整備が実施される予定となっております。

次に、漁業の振興についてであります。昨年3月11日発生の東日本大震災に伴う津波により甚大な被害を受けた大津漁業協同組合の共同利用施設については、概ね漁業活動に支障がないよう復旧されておりますが、漁港周辺において補修が必要な箇所があるため、早期に整備を行うとともに、防災対策として耐震岸壁、漁船上架施設などの大津漁港整備を国に向けて要望してまいります。

基幹漁業である秋さけ定置漁について、道東沿岸部は2年続けての極端な不漁となっており原因究明が待たれるところであり、シシャモ、毛ガニについても漁獲安定のため資源管理型漁業を継続して取り組んでいるところであります。

このような状況の中、資源安定化を目的として、大津漁業協同組合が実施しているサケの増殖事業、マツカワ、クロソイなどの栽培漁業に助成を行い沿岸資源の拡大に努めるとともに、北海道が事業主体となって進めている広域魚場整備事業により、毛ガニ、タコ等の資源増大を目的とした大型魚礁の設置が大津沖合で行われており、本町沿岸漁業資源の増大を期待するものであります。

次に、商業の振興であります。地元での購買意欲維持のため、平成19年度を初年度とし800セットの販売から始まったプレミアム付き商品券発行事業も本年度で6年目を迎えようとしております。

この間、購入希望者及び希望数量の増加に対応するとともに、プレミアム率も拡大する中で昨年度は6,500セットを完売し、換金率も99.9パーセントを超える実績となり、購買力の流出防止対策として定着していることから、本年度は7,000セットの販売を見込み、町内購買力の拡大と商業経営の活性化を図ってまいります。

次に、観光の振興についてであります。平成19年度から開始した地場産品の物産直売所の運営も5年が経過し、本年度は新築となった販売施設を加え3棟での取り組みとなります。年々順調に直売会会員数、来客数及び売上げ額を伸ばし、昨年度実績では会員数34人、来客数

16,000人及び売上げ額1,700万円となっております。

通年での運営は今後も見込めませんが、低コストによる販売の拡大とアンテナショップとして、また豊頃町の物産紹介の場として、一層の努力に期待し、今後も支援してまいります。

また、本年度から新たに豊頃町物産の広報宣伝、紹介、斡旋及び販路拡大と併せ、観光振興とも結びつけた中での各種イベントへの参加及び十勝魅力発信プロジェクト推進会議等に参画し、札幌圏及び首都圏での商品PR並びに物産販売に積極的に取り組んでまいります。

(3) 健康で心ふれあうまちづくり

最初に、子育て支援の充実についてであります。我が国における少子化の進行は深刻な社会問題となっており、長期的な展望に立った様々な取り組みがなされておりますが、本町でも、安心して生み育て健やかに成長できる環境づくりをまちづくりの重要課題と位置付け、子育て支援の施策を推進しているところであります。

子どもの健やかな成長を図るため、豊頃町次世代育成支援行動計画に基づき、早朝・残児保育、学童保育、一時保育、赤ちゃん広場・わんぱく広場、親子交流室開放などの子育て支援事業を「こどもプラザとよころ」で引き続き展開してまいります。

学童保育・一時保育については土曜日も開設するとともに、対象年齢を1歳程度に拡充して行っている一時保育は、高い利用状況であり、保護者の育児負担軽減を図るため、本年度も継続して実施してまいります。

なお、大津へき地保育所は平成22年7月から休所扱いとしておりますが、平成24年度においても入所希望者がいないことから、引き続き休所扱いとさせていただきます。

また、妊娠・出産・養育期における子育て世代が安心できる環境を整えるため、不妊治療への助成、妊産婦健診の無料化や中学校就学終了までの医療費無料化、小学校に入学する児童の家庭に入学祝金を支給するなど子育て支援を継続してまいります。

次に、高齢者福祉と介護の充実であります。我が国は世界でも最高水準の長寿国となり、この傾向は本町においても顕著で、冒頭述べましたように、65歳以上の人口は1,200人を越え、年齢別人口比において3分の1を占める超高齢社会となっております。このような背景のもと介護を必要とする方の状態や希望に応じた適切なサービスを総合的かつ効率的に提供し、居宅において自立した生活を継続することができるサービス体制の充実を図ることを重点として、新たに平成26年度までを計画期間とする第5期の高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を策定いたしました。

なお、計画期間における基準月額保険料については、介護保険準備基金を最大限活用し、前計画期間対比29.6パーセントの保険料の伸びとなります。

さらに、豊頃町社会福祉協議会や豊頃愛生協会との連携を強化し、サービス提供体制の整備充実を図り、高齢化社会に必要なサービスの提供に努めてまいります。特に、在宅介護を受けておられる方で、介護施設に入所できない待機者解消のため、豊頃愛生協会が建設しております「地

域密着型特別養護老人ホーム（29床）」が4月のオープンに向け準備が進められており、待機者解消への期待を大きくしているところであります。

また、在宅における独居高齢者、高齢者世帯及び認知症高齢者等が安心して生活ができるよう、まごころ通信員事業やひとり暮らし高齢者等見守り事業などを行うとともに、地域住民の方々の協力をいただきながら事故防止、孤独感の解消及び閉じこもりの防止に努めてまいります。なお、福祉タクシー乗車券や福祉灯油券の発行につきましても、継続して助成してまいります。

次に、障害者福祉の推進においては、障害のある方が安心して暮らすことができるよう豊頃町障害者福祉計画に基づき推進しておりますが、現計画が23年度で終了するため、本年度から3年間の新たな計画を現在策定中であります。

また、昨年設置いたしました「はるにれ友遊館」の有効利用も含め活動団体を支援し、就労の場の充実を図ってまいります。

本年1月に札幌市で発生した知的障害のある姉妹の孤立死が報じられておりましたが、本町においても他人事ではなく、決してこのようなことが起きないように、関係機関、団体との連携強化を図り、的確な情報管理と見守り体制づくりを進めながら、障害のある方が自立した生活を送ることができるよう支援してまいります。

次に、保健の充実であります。疾病を早期に発見し、健康でいきいきと暮らせるよう、各種検診の実施と検診や予防接種料の助成を継続して行ってまいります。

また、高齢者の肺炎球菌ワクチンの接種は、65歳以上74歳以下の肺炎などの感染症にかかりやすく、重症になりやすい方及び75歳以上の方を対象に接種費用の助成を行うほか、中学生から高校生を対象とした子宮頸がん予防ワクチン及び4歳までを対象とした細菌性髄膜炎予防のためのヒブワクチン及び7価肺炎球菌ワクチンの接種についても、道補助事業の拡充を図り無料で実施してまいります。

次に、医療体制についてであります。豊頃医院、大津診療所及び豊頃歯科診療所が医療機関としての役割を担っており、疾病の予防と医療サービスの提供に努めているところであります。

平成23年度に豊頃医院に医用画像管理システムを導入するなど施設整備を行っておりますが、今後も各施設、備品の計画的な整備を図るとともに、安定した患者輸送車の運行など町民が便利に安心して受診できる医療体制づくりを進めてまいります。

（4）躍動感あふれる人づくり

最初に、学校教育の充実と生涯学習の推進ですが、学校教育においては、学力や体力の向上はもとより郷土を愛する心や人を思いやる心など豊かな人間性を育み、次代を担う子どもたちの健やかな成長が図られるよう、教育環境の整備充実に努めてまいります。また、町民一人ひとりが生涯を通していきいきと学び、生きがいを持って心豊かな人生を過ごすことができるよう、文化・スポーツの振興や生涯学習の推進、充実に努めてまいります。特に、本年度建設する町民プー

ルが、町民の健康増進と交流の場となるよう、期待するものであります。

今後も、本町の教育資源である「報徳のおしえ」を礎とし、地域教育力の向上が図られるよう、教育委員会と協議し教育行政を推進してまいります。

次に、地域間交流の推進については、従来から取り組んでいる姉妹都市交流、ふるさと会及び誘致企業等との交流に関しては、これまでの人的交流と併せ、豊頃町物産の斡旋販売等を積極的に展開するとともに、札幌圏及び首都圏イベント参加時のふるさと会との提携等知名度のアップと物産販路拡大とを組み合わせた地域間交流にも取り組んでまいります。

また、小学生を対象とする、相馬市・滑川市との少年親善使節団の相互交流を継続実施するとともに、国際姉妹都市でありますサマーランド市への中学生派遣交流事業を行い、子どもたちの国際感覚の醸成に努めてまいります。

東日本大震災発生からほぼ1年が経過しようとする姉妹都市相馬市への今後の支援に関しましては、日々変化する復興状況を見極めつつ、時期を見ながら現地の希望に沿った支援を検討してまいります。

(5) みんなが力を合わせるまちづくり

最初に、健全な行財政の運営と効率的な組織体制についてであります。本町の財政構造は地方交付税を主とする国の財政運営に大きく依存する中において、自主財源であります町税においては、景気の低迷や固定資産評価替等の影響を受け伸び悩んでいる状況にありますが、担税の公平性を確保するため臨戸徴収や滞納者対策等適正な事務処理を行い、収納率の向上と納税意識の高揚に努めてまいります。

また、総合行政システムの更新整備及び戸籍管理事務の電算処理システム化に着手し、効率的な事務処理体制の整備とともに、諸課題に対し職員相互の連携強化を図り、質の高い行政サービスの提供に努めてまいります。

次に、住民参加によるまちづくりと職員の政策能力の向上についてであります。平成20年度に創設した豊頃町協働のまちづくり地域提案 支援事業交付金制度により、地域課題解決に向けた住民の自主的地域活動 を引き続き支援するとともに、行政課題に的確に対応する職員の政策形成 や実務能力の向上を図るため、定住自立圏構想による帯広市との連携事業である人材育成職員研修事業に積極的に職員を参加させてまいります。

また、広報・広聴の充実では、平成18年度から運用している現在のホームページを本年度において新たなシステムに更新し、町民の利便性を高めるため各種基本情報の充実を図るとともに、移住ページ、観光物産ページ、飲食店情報ページ等の内容を充実し、本町の情報を町内外に広く発信してまいります。

以上、平成24年度の町政推進に当たっての一端を申し述べさせていただきました。

具体的な事業内容及び予算については、議案として提案の際にご説明申し上げます。

私の思い描く「魅力あふれるまち・豊頃」への道筋は、決して平坦なものではありませんが、

町民の皆様とともに「ぬくもりと魅力あふれる協働のまちづくり」を着実に前進させ、豊頃町民一人ひとりが新しいまちづくりの一員として充実感を抱けるよう、町政運営に日々精進を重ねてまいり所存であります。

議員各位はじめ町民の皆さんには御理解と御協力をお願い申し上げます、私の町政執行方針とさせていただきます。よろしく申し上げます。

●小野木議長 午後2時10分まで休憩します。

午後 1時55分 休憩

午後 2時10分 再開

●小野木議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、平成24年度教育行政執行方針について説明を求めます。

菅原教育長。

●菅原教育長 平成24年度第1回豊頃町議会定例会の開会にあたり、豊頃町教育委員会所管行政の執行に関する主な方針を述べ、町議会をはじめ町民皆様の御理解と御理解をお願い申し上げます。

国は、改正教育基本法の理念を実現するため、教育振興基本計画を策定し、21世紀を切り開く心豊かでたくましく生きる人材育成を目指した新しい教育改革を進めています。

新学習指導要領は、小学校では平成23年度から、中学校では平成24年度から完全実施となりますが、従来からの「生きる力を育む」という基本理念は継承されており、その基盤となる「確かな学力」や「豊かな心」そして「健やかな体」を育むため、基礎的・基本的な「知識や技能」の習得、これに加えて「思考力・判断力・表現力」の育成が強く求められています。

また、全国学力・学習状況調査については、平成24年度においても実施し、教育施策の成果と課題の継続的な検証改善サイクルの確立と学校教育の充実・改善等に役立てるとしてまいります。

教育委員会といたしましては、本町の教育目標「報徳のおしえをうけつぎ いきいきと輝く 町民をめぐして」の実現に向け、学校、家庭、地域が一体となって各関係機関とも連携を図りながら、子どもたちが希望と高い志を持ち、未来に向かってたくましく生きていく「生きる力」を支える確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和を重視した教育の推進と、町民一人ひとりが生きがいのある充実した生活を送るために学び、その成果を活かすことができる生涯学習社会を目指して、次の教育施策を推進してまいります。

1 教育環境の整備充実

学校施設においては、老朽化した豊頃小学校プールを取り壊し、同跡地に新たに町民プールとして建設するほか、豊頃小学校校舎屋根外壁塗装改修工事及び教員住宅塗装改修工事並びに大津小学校外壁塗装改修工事を行うなど施設の適切な維持管理に努めるとともに、大津線スクールバスの更新とデイライトの励行により一層の安全運行を図るほか、教材備品の充実を図り、児童生徒が安心して通学し、快適な環境で学習できるよう所要の整備を行ってまいります。

また、教育費保護者負担の軽減を図るため、小中学校等修学旅行と高等学校等就学に対する助成を継続して実施してまいります。

2 学力向上、豊かな心と健やかな身体の育成

(1) 平成23年度の全国学力・学習状況調査は震災の影響により中止されましたが、北海道においては、昨年9月に同調査問題を活用した調査が実施され、本町も参加したところであります。

豊頃町は北海道平均と比較すると、中学校は全教科上回っているものの、小学校は全般的にやや下回る結果となりました。

各学校では、本調査の結果分析による学校改善プランを作成し、児童生徒の基礎・基本の確実な定着を図るため、学習方法や授業の工夫・改善によって学ぶ意欲を高めるよう努めるほか、放課後や長期休業期間に補足的な学習機会を設けるなど個々の習熟度に応じたきめ細やかな学習支援を継続するとともに、さらなる充実を図ってまいります。

また、今後実施される学力・学習状況調査においても結果の分析と活用に努め、学校と家庭が連携・協力を図りながら課題である家庭学習の定着と生活習慣などの改善を図ってまいります。

(2) 町民憲章、教育目標の基盤となっている「報徳のおしえ」は、日常生活における諸課題や社会的諸課題を解決するための指針ともなるものであります。

平成22年度に制定した「子ども報徳訓」は、児童生徒が自ら実践することで自らの生き方を確立していくことを期待するものであり、基本的な生活習慣の定着や社会性の醸成、規範意識向上を図ってまいります。

また、児童生徒の学びの中心となる学校、子育ての基盤となる家庭、人間性や社会性を培う場となる地域が互いに連携し、それぞれの役割をしっかりと果たすことができるよう取り組んでまいりますとともに、絵本「尊親さんの村づくり」の活用と併せ、職業体験やボランティア活動をとおして郷土を愛する心や人を思いやる心、豊かな感性を育ててまいります。

(3) 児童生徒の健やかな体の育成のため、学校教育活動全体を通して心身の健全な発達や体力・運動能力の向上に努め、家庭・学校・地域指導者の協力を得ながら部活動やスポーツ少年団活動を支援いたしますとともに、望ましい食習慣を身に付けさせるため、学校と家庭が連携する食育を推進してまいります。

また、学校給食につきましては、衛生管理を徹底し、安全で栄養バランスの取れた美味しい給食を提供するとともに、本町の農業や漁業への理解を深めるため、地場食材を活用したふるさと給食を継続してまいります。

(4) 学習障がい(LD)、注意欠陥・多動性障がい(ADHD)、高機能自閉症等特別な配慮を必要とする児童生徒の特別支援教育について必要な学級を設置するとともに、引続き特別支援教育支援員を配置し、児童一人ひとりの発達状況に応じた学習活動を支援してまいります。

3 信頼される学校づくりの推進

(1) 学校は、保護者や地域住民の意見や要望を的確に受けとめるとともに、家庭や地域社会と連携・協力し、信頼を得ながらその機能を果たしていくことが大切であります。

このため、教育委員会と校長会が連携を深めることはもとより、各学校が参観日や学校だより、学校評議員制度などを活用して学校活動に関する情報を日常的に家庭や地域に積極的に発信し、保護者や地域住民に説明責任を果たす中で、学校経営の改善を図ってまいります。

(2) 教職員の資質向上は、信頼される学校の基盤づくりとして大変重要であり、新学習指導要領の内容を確実に実施する授業改善や指導力の向上が必要でありますことから、町内学校教育研究大会や各学校の研究活動を支援し、各種研修会や講座等への参加を促進するとともに、指導主事を活用した研修の充実などを通じて教職員の資質向上を図ってまいります。

4 健全育成、安全教育の推進

児童生徒を交通事故や犯罪、災害から守るためには、日ごろから家庭や学校において安全に行動する習慣を身に付けさせることが重要であることから、交通事故や犯罪被害、非行を未然に防止するため、学校における相談体制の強化、交通・防犯教室等の実施、性や薬物に関する指導の充実を図るとともに、保護者に対する情報の提供や啓発に取り組んでまいります。

また、火災や地震・津波などの自然災害に対する防災教育や避難訓練を定期的を実施し、防災意識の高揚に努めてまいります。

5 小・中学校連携教育の推進

「報徳のおしえ」を基盤とする小・中学校相互の連携教育を推進するため教職員の理解を深め、児童生徒の道徳性や規範意識を育む学習指導・生徒指導のあり方についての実践研究をさらに継続するとともに、義務教育9年間が系統的で一貫性のある教育課程となるよう小・中学校が一体となって、道徳の時間や総合的な学習の場において発達段階に応じた報徳のおしえ授業を展開し、児童生徒が目標をもって夢に挑戦する教育を推進してまいります。

6 地域全体で子どもたちを守り育てる体制づくりの推進

社会が複雑多様化し、子どもを取り巻く環境も大きく変化する中で、家庭や地域の教育力が低下しているといわれ、学校・家庭・地域の連携協力をこれまで以上に強化し、保護者、地域住民が子どもに関わりながら、例えば通学合宿などの教育活動を進めていくことが不可欠であります。

今後においても、PTAによる学校行事への協力、教職員やスポーツ指導者による少年団や部活動指導、地域の産業団体、文化団体による体験活動などへのご支援をいただきますとともに、学校支援地域本部機能の充実を図り、報徳のおしえについての町民理解を深めながら、地域の教育力を学校への支援として活かす気運の醸成に努めてまいります。

7 ともに学び、ともに喜ぶ、心豊かな人づくりをめざす社会教育の推進町民一人ひとりが生涯にわたって学び、お互いに認め合い、助け合いながら豊かな人間関係を築き、新たな知識や技能

が習得出来るよう主体的に活動していくことは、現在の社会に求められていることの一つであります。

そのため、町民の学習活動や社会参加の意欲を高め「いつでも」「どこでも」「誰でも」が、楽しく自由に学ぶことができ、その学んだ成果が日常生活や社会活動に有効に活用される社会教育の推進に努めてまいります。

(1) 学び続け、認め合う人づくり

人格形成の上で最も重要な乳幼児期は、ブックスタートや読み聞かせ、芸術鑑賞会等を実施し、想像力や豊かな情操を養います。

また、青少年期は、関係機関・団体等の協力をいただき、える夢キッズクラブや通学合宿、姉妹都市親善交流など様々な体験学習や芸術鑑賞会をとおして、自立心や社会性を培うとともに、豊かな心の育成に努めてまいります。

成人や高齢者においては、自発的な意志により、自己に適した手段・方法で学ぶふるさと学習講座や豊寿大学、生涯教室など多様な学習機会を提供し、ゆとりや潤いを実感して生きがいのある生活づくりを支援するとともに、幅広い学習情報と学習成果を発表する機会を提供し、生涯学習に関する意識啓発や町民の交流を進めます。

また、文化・スポーツ団体の活動支援を充実し、町民芸術鑑賞会や子どもから高齢者まで気軽に楽しめる軽スポーツの普及、健康教室、学校開放など様々なスポーツに親しむ機会を提供し、世代間交流と健康づくり活動を促進します。

(2) 助け合い、きずなを育むまちづくり

町民がふるさとの風土に学び、自己を確立するとともに、「とよころ」に対する誇りや愛着などを高めることができるよう、文化財や郷土資料など地域の素材を活かした学習活動を通じて、ふるさとの理解や再発見を促進する学習活動を推進するとともに、町民主体の地域づくり活動や地域におけるきずなづくりを促進するため、地域及びグループ等が行う学習会や交流会などへの支援を行います。

また、家庭・学校・地域がそれぞれの役割と責任を自覚し、一体となって子どもを育むため、各学校下を範囲とする家庭教育学級を開設し、家庭教育に関する学習機会や親子がふれあう多様な機会を提供するほか、学習指導者や少年団、競技団体指導者の資質や専門性を高める講習会等を開催し、学校の授業や芸術・文化活動、スポーツ活動を支える人材の育成に努めるとともに、各種大会等において優秀な成績を収めた方々の功績を讃えるなど、一層の芸術・文化、スポーツ活動の振興を図ってまいります。

(3) 学習拠点の整備充実

町民の学習や文化・芸術活動、スポーツ活動の拠点施設であるえる夢館、図書館、総合体育館などの適切な維持管理を行うとともに、各種情報の提供や相談にきめ細やかに対応し、町民がいつでも、だれもが気軽に利用できる施設運営に努めてまいります。

また、豊頃小学校プール跡地に屋内町民プールを建設し、町民のスポーツ活動促進と健康増進を図ってまいります。

8 開かれた教育行政の推進

豊頃町の教育をより充実・発展させるためには、教育関係者のみならず、町民各位のご協力と相互に連携することが大変重要であります。

教育委員会は、このことを踏まえ、活動状況、計画推進状況等を自ら点検評価するとともに、学識者等からの外部評価をいただき教育施策の効果や課題を明らかにして、説明責任を十分果たすよう努めてまいります。

以上、平成24年度教育行政執行方針を申し上げましたが、今後も学校教育や社会教育の充実、文化・スポーツの振興など最善の努力を傾け生涯学習の推進を図ってまいりますので、町議会はじめ町民の皆様への教育行政に対するご理解とご協力をお願い申し上げます。

●小野木議長 これで、平成24年度町政執行方針及び教育行政執行方針についての説明は終わりました。

◎ 議案第17号

●小野木議長 日程第13 議案第17号豊頃町非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

山本総務課長。

●山本総務議長 議案第17号豊頃町非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案は、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置法に関する法律に基づき、平成24年度から豊頃町鳥獣被害対策実施隊を設置し、当該隊員を非常勤職員として委嘱することから、豊頃町非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定するものであります。

改正の内容は、豊頃町非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成3年条例第1号）の別表第1、その他非常勤職員の項中、報酬額の日額2,400円以内を7,500円以内に改めるものであります。

なお、附則として、この条例は、平成24年4月1日から施行するものであります。

以上でありますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

●小野木議長 これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

（質疑なし）

●小野木議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(質 疑 な し)

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、議案第17号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第18号

●小野木議長 日程第14 議案第18号豊頃町税条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉村住民課長。

●吉村住民課長 議案第18号豊頃町税条例の一部改正についてご説明いたします。

このたびの税条例の一部改正の説明につきましては、議案説明資料第1号でご説明いたします。

初めに、改正の趣旨であります。経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部を改正する法律並びに東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律が平成23年12月2日に公布されたことに伴い、本町の税条例の一部を改正するものであります。

改正内容であります。第95条及び附則第16条の2第1項は、道たばこ税の一部を町たばこ税に移譲するもので、たばこ旧3級品以外は、1,000本につき4,618円を5,262円に引き上げ、たばこ旧3級品にあっても、1,000本につき2,190円を2,495円に引き上げるものであります。

なお、施行期日は、平成25年4月1日からとなります。

附則第9条は、退職所得に係る個人住民税の10%税額控除を平成25年1月1日以降に支払われるべき退職手当から廃止するもので、平成25年1月1日からとなります。

附則第22条は、東日本大震災に係る雑損控除額等の特例で、条文及び字句等の整理を行いました。

附則第24条は、平成26年度から平成35年度までの間、町民税の均等割の税額を3,000円から3,500円に引き上げるものであります。

附則として、第1条には施行期日を、第2条には町民税に関する経過措置を、第3条には町たばこ税に関する経過措置をそれぞれ定めましたので、よろしくご審議くださるようお願いいたし

ます。

●小野木議長 これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

3番菅谷議員。

●3番菅谷議員 たばこ税でございますけれども、これは恐らく国のほうで決められたものだろうというふうに理解はしますけれども、それにいたしましても、随分上がるものだなというふうに考えておまして、これによる町税の増額は見込まれるのかどうか、その辺についてちょっとお尋ねいたしたいと思います。

●小野木議長 答弁、吉村住民課長。

●吉村住民課長 実は、今回のたばこ税につきましては、基本的には地方税法、すなわち道また町、それぞれ税収が下がると。ところが今回、道から町村のほうにたばこが移譲されるというのは実は道の事業税のほうが多少伸びるということで、その部分道でもうかった部分をたばこ税という形で市町村のほうに還元してくれるということでございます。

総体的な予算については、どのぐらい伸びるのかちょっと想像つきませんが、当初予算の中ではその伸び率については考慮せず、逆に最近非常に禁煙ということで吸う方が減っておられるということから、ここで伸びる額についてはそんなに期待する額ではないのではないかとこのように考えております。

いずれにしましても、来年の25年の4月1日からスタートするわけでありまして、その入り方を注視しながら見ていくという方法しかないのかなというふうに考えてございます。

●小野木議長 3番菅谷議員。

●3番菅谷議員 これによってたばこの値上げが同時に行われるのかどうか、大変疑問に思っておるのですが、愛煙家の人たちにとっては大変なことだろうと思っておりますけれども、その点については情報としてどうなのですか、わかっているのですか。

●小野木議長 答弁、吉村住民課長。

●吉村住民課長 今出されておりますのは、税と控除の部分で出ておりますけれども、24年度の税制改正の中では、今のところそのたばこ税を上げるという考え方の改正は記載されておられません。ただ、25年以降についてはまだ詳しい情報が入ってきておりませんので、ここでお話しすることはちょっとできないのかなというふうに思っております。

以上です。

●小野木議長 ほかに質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●小野木議長 これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(質 疑 な し)

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、議案第18号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第20号

●小野木議長 日程第15 議案第20号豊頃町有土地使用料徴収条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

渡部施設課長。

●渡部施設課長 議案第20号豊頃町有土地使用料徴収条例の一部改正についてご説明いたします。

改正の趣旨ですが、本条例は町有地の貸し付けに対する使用料を別表のとおり改正するものがあります。

現行の貸付使用料につきましては、平成10年度に改正しまして、以後14年が経過しております。その後土地の価格については下落してまして、町が定める標準値の評価額というものも、市街地においては平均すると約3分の2ぐらいまで下がっております。現在定められている現行の貸付使用料につきましては固定額となっております、宅地の場合ですと、市街地において町内一律1平方メートル当たり50円から85円、市街地以外では宅地は50円、農耕地、畑につきましては、市街地では35円、市街地以外では3.9円というようになっております。

今回使用料を改正するに当たりまして、今後の土地の価格の変動に対応できるように、現在のような固定額ではなくて、行政財産使用条例の例と同様に、土地の適正な価格から算定する方法に改めるものいたします。

改正内容について議案にあります表をごらんください。

宅地及び工事用管理用地につきましては、豊頃町行政財産使用料条例第2条第1項の規定により算出した額、その他の土地につきましては、その額に100分の50を乗じて得た額、農耕地及び放牧用地につきましては、豊頃町農業委員会が算出した貸付地の属する地域の過去3年間の平均賃借料に、それぞれ100分の50、100分の30を乗じて得た額と改めるものであります。

附則としまして、この条例は、平成24年4月1日から施行するものでありますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

●小野木議長 これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

- 小野木議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(質 疑 な し)

- 小野木議長 討論なしと認めます。

これから、議案第20号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

- 小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第19号

- 小野木議長 日程第16 議案第19号豊頃町行政財産使用料条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

渡部施設課長。

- 渡部施設課長 議案第19号豊頃町行政財産使用料条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本条例は、第2条第1号のただし書きにおいて、豊頃町有土地使用料徴収条例別表の第1項に規定するとなっていることから、さきに議決していただきましたとおり、豊頃町有土地使用料徴収条例の一部改正に伴いまして、別表の備考第1項が削除されたことにより、このただし書きを削るものであります。

附則としまして、この条例は、平成24年4月1日から施行するものでありますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

- 小野木議長 これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

- 小野木議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(質 疑 な し)

- 小野木議長 討論なしと認めます。

これから、議案第19号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第23号

●小野木議長 日程第17 議案第23号豊頃町普通河川管理条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

渡部施設課長。

●渡部施設課長 議案第23号豊頃町普通河川管理条例の一部改正についてご説明いたします。

本条例中、別表1、敷地占用料、年額、土地の使用区分にその他という区分がありますが、その占用料の算出基礎が現行では時価ということになっております、この時価という意味は、その時点の適正な価格ということですが、算定の根拠は不明確でありますので、その他の区分における敷地占用料の算出基礎としまして、さきに議決していただきました豊頃町有土地使用料徴収条例第2条の既定により算定した額と改めるものであります。

附則としまして、この条例は、平成24年4月1日から施行するものであります。

以上でありますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

●小野木議長 これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(質 疑 な し)

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、議案第23号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第21号

●小野木議長 日程第18 議案第21号豊頃町立保育所条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

高倉子育て支援所長。

●高倉子育て支援所長 議案第21号豊頃町立保育所条例の一部改正についてご説明いたします。

本案は、保育所入所世帯の町民税額及び所得税額に準じた階層区分により、条例別表豊頃町保育料徴収金額表において保育料金を定めておりますが、地方税法、所得税それぞれの改正により、所得控除のうち、15歳未満の年少扶養控除及び特定扶養控除の上乗せ部分が廃止されたことにより、税額の増加に伴って保育料金引き上げを招くことがないように、条例別表に備考を次のように加えて扶養控除額廃止以前の税額に調整して、保育料金徴収金額が算出できるよう条例の一部を改正するものであります。

なお、附則として、この条例は、平成24年4月1日から施行するものであります。

以上でありますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

●小野木議長 これから、質疑を行います。質疑はありますか。

(質 疑 な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

(質 疑 な し)

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、議案第21号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第22号

●小野木議長 日程第19 議案第22号豊頃町介護保険条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

高井福祉課長。

●高井福祉課長 議案第22号豊頃町介護保険条例の一部改正についてご説明いたします。

介護保険制度では、制度を円滑に運営するために、保険料等が適正であるかなど、3年ごとに介護保険事業の見直しを行うことになっております。

今回の見直しは、平成21年度から23年度までの第4期介護保険計画中のサービス料等の推移などから、次期計画中的の見込みなどを盛り込み、第5期介護保険計画として、豊頃町介護保険

運営協議会に諮問し、審議を経た後、去る2月27日に同協議会から適正である旨の答申を得たため、介護保険料の改定を行うべく、豊頃町介護保険条例の一部を改正するものであります。

このたびの改正では、第5期計画において、地域密着型介護老人福祉施設の開設によりまして、地域密着型サービス費の増額や第1号被保険者の保険料の負担割合が増加したことにより、保険料の増額が見込まれるため、準備基金の取り崩しを行い、保険料上昇を抑えることとしたものであります。

本則の改正であります。保険料率を定める第2条第1項中に定める、保険料率の期間、平成21年度から平成23年度までを平成24年度から平成26年度まで改める。同項第1号及び第2号に規定する第1段階及び第2段階の保険料率、2万1,800円を2万7,900円に定めます。

また、同項第3号に規定する第3段階3万2,800円を4万1,900円に、同項第4号中、4万3,700円を5万5,900円に、同項第5号中、5万4,600円を6万9,900円に、同項第6号中、6万5,600円を8万3,900円に、それぞれ増額して定めるものであります。

次に、前期計画中において実施してまいりました第4段階及び第5段階の低所得者への負担軽減措置を、次の第5期計画では新たに第3段階を加えて継続することとして、附則において、保険料率の特例として定めます。

附則第3条をご覧いただきたいと思えます。

附則第3条では、平成24年度から平成26年度までの経過措置として、本則にありました第3段階に該当するものであって、被保険者本人が公的年金と収入と合計所得金額の合計が120万円以下の場合、本則で規定する4万1,900円を3万4,700円と定め、第2号では、第4段階に該当するものであって、被保険者本人が非課税であり、公的年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の場合、本則で規定する5万5,900円を4万8,600円と定めます。

また、第3号では、第5段階に該当するものであって、被保険者本人の公的年金収入と合計所得金額の合計が125万円以下の場合、本則で規定する6万9,900円を6万2,600円と規定するものであります。

他の附則につきましては、附則第1条では施行期日を、附則第2条では保険料率に関する経過措置を、それぞれ規定するものであります。

以上でありますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

●小野木議長 これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

6番大谷議員。

●6番大谷議員 このたび北海道の財政安定基金から繰り入れしたり、当町の介護給付準備基金から繰り入れしてこの程度に抑えられたようでございます。そして、このことは今後開設を認められている介護施設にも対応していると思えますが、その後団塊世代がピークを迎える27年度

においては、まだ不確定な要素が多いかと思えます。そういった意味で、今後の推移というものを聞いておきたいというふうに思いますが、基金も限られてくるというふうに考えますので、その後についてはどのように考えられているのか、お聞かせ願いたいと思えます。

●小野木議長 答弁、高井福祉課長。

●高井福祉課長 今回の第5期計画では計画期間が24年から26年までの3年間ということで計画を立てております。当然、今議員御心配のように、全体人口が減る中で、高齢人口が今後横ばいということで入るお金が減り、出るお金がふえる可能性が高いというご心配だと思います。基金も今回相当額取り崩しますので、残額がだんだん減少してまいります。

今回の第5期の経過を見て第6期、27年からの計画が策定されるという運びになりますけれども、当然ただそのかかる分を見るということではなくて、この介護計画を進行する中で、あわせて並行して高齢者福祉計画のさらなる充実をさせると、そういった中で、介護に陥らない人を多くつくっていくという考え方の中で、極力歳出を抑えていくということが、まず一番大切なことなのではないかというふうに考えております。そういった中で、どうしてもその施設入所の方がふえますと、高額な支出が出てまいります。今後施設がふえるということは余り町内では、大体もうこれでストップなのかなというふうに考えておりますけれども、今後についても、その辺の基金の取り崩し等の方向性を勘案しながら対応していくべきだというふうに考えております。

以上です。

●小野木議長 6番大谷議員。

●6番大谷議員 今後の推移は上がっていかないように努力したいということでございます。介護に陥らない対策というのは、どのようなものを考えられているのか、お聞かせ願いたいと思えます。

●小野木議長 答弁、高井福祉課長。

●高井福祉課長 今現在も福祉課の事業として取り組んでおりますけれども、介護認定を受ける前の段階の方々、予備軍と言ったら失礼ですけれども、そういった方々を対象に、栄養学的な部分、それから軽スポーツ等々で健康維持、健康増進を図る事業、それぞれ今後も続けていきたいというふうに考えております。

●小野木議長 6番大谷議員。

●6番大谷議員 この介護については、今後地域密着型の施設もオープンする予定でありますし、また、福祉協議会でもいろいろ取り組んでおります。それと民間のこういった施設もあるわけですが、それらに影響を与えないようには、今後それらの連携を密にとつていかなければならないというふうに考えますが、それらの方策はどのように考えているのか、お聞かせ願いたいと思えます。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 まず、介護料につきましては、今回何パーセントか、約30%近く上昇するわけで

す。担当課長が説明したとおり、この特別会計については一般会計から繰り入れすることは法的に適正でないということで、助けてやることができないのですね。それで3年状態を見て、足りなければ保険料を上げる、多ければ保険料を下げるか現状維持。ですから、今基金を多少取り崩しながら調整はしているのですけれども、今朝の新聞等でもご覧のとおり、大樹などは私の町より若干高いし、池田については若干安い。特にうちみたいに小さいところで施設が充実すれば、どうしてもそこへ町民が入りますので、多少みんな負担をしなければならない。ただ、仮にこの施設に今新しく29床ができて、そちらに町民がある程度入ります。上の特養が仮に、よそから入る方がたくさん入ってくれば、これまた町民の保険料に多少変化があるから、基金に積み立てできる可能性もあるのです。もし、赤字が3年間続くようであれば、そういった基金から借り入れして、3年後、つまりこれから先の4年後に、また介護保険料を計数的に出して上げなければならないような状況にあると。

今、課長が説明しているのは、あくまでも推定で賦課して、3年ごとに調整しますので、今後どういう推移で行くかわかりませんが、いずれにいたしましても、施設民間で一つと特養のやっているのとで二つできますので、その辺は十分調整しながら、また民間に入れる方が、そういう対象者がいれば、また民間のほうとも十分協議しながら、上手に施設運営をしていかなければならないというふうに思っております。

これらにつきましても、施設の責任のある方が、年に何回か集まりながら協議をし、情報を交換しております。今後できるだけそういった高齢者が認知症なり、病気にならないような保健指導が一番大切になってくる。それには相当時間も必要かなというふうに思っております。

いずれにいたしましても、今度は29床の密着型ができることによって、待機している方についてはそれなりの光が注がれるのではないかというふうに思っております。

以上です。

●小野木議長 ほかに質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●小野木議長 これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(質 疑 な し)

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、議案第22号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第 24 号

●小野木議長 日程第 20 議案第 24 号豊頃町営住宅の設置及び管理条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

渡部施設課長。

●渡部施設課長 議案第 24 号豊頃町営住宅の設置及び管理条例の一部改正についてご説明いたします。

改正の趣旨ですが、本条例は地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる地域主権改革一括法の公布によりまして、公営住宅法の一部改正があり、それに伴い、これまで法令等により規定されていた入居者資格について、地方公共団体が条例で定めることとなったことによる改正であります。

改正の内容につきましては、第 6 条は、従来政令で定められていた入居者資格の除外項目などについて、規則で定めることとしたものであり、入居収入基準額については、現行どおり本来階層は 15 万 8,000 円、裁量階層は 21 万 4,000 円と定めるものであります。

第 7 条及び第 9 条は文言の整理に伴う改正であります。

附則としまして、この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行するものでありますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

●小野木議長 これから、質疑を行います。質疑はありますか。

(質 疑 な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

(質 疑 な し)

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、議案第 24 号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 24 号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第 25 号

●小野木議長 日程第 21 議案第 25 号北海道市町村総合事務組合規約の変更についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

石田副町長。

●石田副町長 議案第25号北海道市町村総合事務組合規約の変更についてご説明いたします。

本案は、北海道市町村総合事務組合の構成団体である上砂川町が、本年4月より砂川地区公益消防組合に加入することとなり、このことに伴いまして、同町の消防関係にかかる共同処理する事務が砂川地区広域消防組合において取り扱うこととなることから、北海道市町村総合事務組合規約、別表第2の共同処理する団体の変更をしようとするものでありまして、地方自治法第286条第1項の規定により関係地方公共団体の協議により、これを定めるため、同法第290条の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

附則としまして、この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行するものでありますので、ご審議いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

●小野木議長 これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(質 疑 な し)

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、議案第25号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

◎ 請願の委員会付託

●小野木議長 日程第22 請願の委員会付託を行います。

本日までに受理した請願は、お手元に配付しました請願文書表のとおりです。

請願文書表を職員に朗読させます。

和田事務局長。

●和田事務局長 請願文書表。

受理番号1。

受理年月日、平成24年2月22日。

件名、平成24年度畜産物価格決定等に関する請願。

請願者の住所及び指名、豊頃町中央若葉町12番地、豊頃町農政協議会執行委員長、永原初

男。

豊頃町中央若葉町12番地、豊頃町酪農振興会会長、按田憲一。

紹介議員の指名、豊頃町議会、大谷友則議員、菅谷誠議員。

付託委員会、産業厚生常任委員会。

以上です。

- 小野木議長 ただいま朗読しました請願については、請願文書表のとおり、所管の常任委員会に付託し、審査することにします。

◎ 休会の議決

- 小野木議長 日程第23 休会の議決の件を議題とします。

お諮りします。

議案等精査のため、3月8日の1日間、休会にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(異 議 な し)

- 小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、3月8日の1日間、休会とすることに決定しました。

◎ 散会宣告

- 小野木議長 以上で、本日の日程はすべて終了しました。

本日は、これで散会します。

午後 3時05分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名します。

議 長

署名議員

署名議員